資 料 4

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新 （ 案 ）	旧 （ 現 行 分 類 ）	改 定 理 由
B 専門的・技術的職業従事者 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。	**A 専門的・技術的職業従事者** 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。	
05 研究者 公的研究機関、大学附置研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは中分類〔19〕に分類される。	**01 科学研究者** 研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは中分類〔15〕に分類される。	基礎的な研究を行うものであり、具体的な製品の開発者と区別するため。
051 研究者 研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって専ら試験・研究の仕事に従事するもの及び哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経営学などの人文・社会科学に関する固有の研究テーマをもって、専ら調査・研究などの専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。 ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは大分類〔H生産工程作業者〕の該当する項目に分類される。	**011 自然科学系研究者** 研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、専ら試験・研究の仕事に従事するものをいう。 ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは大分類〔Ｉ生産工程・労務作業者〕の該当する項目に分類される。	学際的な研究分野が増加していると考えられることから、理系･文系を区別する必要性は減少したと考えられるため。
○地球物理学研究員；物理学研究員；化学研究員；食品化学研究員；低温科学研究員；数学研究員；統計数理研究員；金属材料研究員；機械工学研究員；電気・電子工学研究員；通信工学研究員；繊維工学研究員；土木工学研究員；建築工学研究員；情報工学研究員；農学研究員；畜産研究員；動物学研究員；林学研究員；植物学研究員；水産学研究員；バイオテクノロジー研究員；医学研究員；獣医学研究員；血液研究員；薬学研究員；製	○地球物理学研究員；物理学研究員；化学研究員；食品化学研究員；低温科学研究員；数学研究員；統計数理研究員；金属材料研究員；機械工学研究員；電気工学研究員；通信工学研究員；電子工学研究員；繊維工学研究員；土木工学研究員；建築工学研究員；情報工学研究員；農学研究員；畜産研究員；動物学研究員；林学研究員；植物学研究員；水産学研究員；バイオテクノロジー研究員；医学研究員；獣医学研究員；血液研究員；薬学	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
糸研究員；地質研究員；地震研究員；天文研究員；気象研究員；哲学研究員；宗教研究員；史学研究員；史料研究員；歴史研究員；文学研究員；国語研究員；言語研究員；美術研究家；絵画研究員；心理学研究員；教育研究員；社会学研究員；法学研究員；経済学研究員；農業経済研究員；人口学研究員；商学研究員；経営学研究員 ×技術者〔06～11の該当する項目〕；大学教授〔198〕；大学附置研究所教授〔198〕；検査工〔56～58の該当する項目〕；製図工〔591〕；写図工〔591〕	研究員；製糸研究員；地質研究員；地震研究員；天文研究員；気象研究員 ×技術者〔02～07の該当する項目〕；大学教授〔156〕；大学附置研究所教授〔156〕；検査工〔51～79の該当する項目〕；製図工〔726〕；写図工〔726〕	
	012 人文・社会科学系研究者 研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経営学などの人文・社会科学に関する固有の研究テーマをもって、専ら調査・研究などの専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。 ○哲学研究員；宗教研究員；史学研究員；史料研究員；歴史研究員；文学研究員；国語研究員；言語研究員；美術研究家；絵画研究員；心理学研究員；教育研究員；社会学研究員；法学研究員；経済学研究員；農業経済研究員；人口学研究員；商学研究員；経営学研究員 ×大学附属研究所教授〔156〕；大学教授〔156〕	
06 農林水産技術者 科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、製品開発に関する基礎的な研究の仕事に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	**02 農林水産業・食品技術者** 科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業及び食品製造における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔01〕に分類される。	食品技術者については、新中分類03及び04に移設する。
061 農林水産技術者 作物（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物・植木）の栽培・土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布や農産物・種苗の検査、家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培及び造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林、保育、林産物の生産・利用及び水産動植物の採捕・養殖に関する企画・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ○農業技術者；農業技術士；普及指導員；しいたけ栽培技術者；たばこ栽培技術者；植木栽培技術者；営農指導員；たばこ耕作指導員；農産物検査員；畜産技術者；乳質検査員（牧場）；ふ化技術者；種付技術者；家畜人工授精	**021 農業技術者** 作物（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物・植木）の栽培・土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布や農産物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、飼料作物の栽培に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔022〕に分類される。 ○農業技術者；農業技術士；農業改良普及員（地域）；農業改良普及員（作物）；農業専門技術員；しいたけ栽培技術者；たばこ栽培技術者；植木栽培技術者；営農指導員	農林水産業技術者については、国勢調査の結果では、畜産・林業・水産の各技術者の数はそれぞれ5,000人未満であり、農業技術者の数（約30,000人）に比べ少なくなっていることから、これらを集約する。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
師；畜産コンサルタント；養鶏技術者；雌雄鑑別師（初生ひな）；森林種苗技術員；森林技術士；林産物検査員；林業技士；樹木医；森林インストラクター；森林管理局・署技術者；水産技術士；水産技術者；水産資源保護指導員；魚介類養殖技術者；真珠養殖技術者；のり（海苔）養殖技術者；蚕業技術員；繭検定技術員；養蚕産地育成推進員 ×農業土木技術者〔092〕；森林土木技術者〔092〕；農薬検査員〔249〕；肥料検査員〔249〕；獣医師〔123〕；治山・治水技術者〔092〕；森林測量技術者〔093〕；木材加工技術者〔089〕；水産食品製造技術者〔081〕；製糸技術者〔089〕；生糸検査員〔249〕	（作物）；たばこ耕作指導員；農産物検査員 ×営農指導員（畜産）〔022〕；畜産技術者〔022〕；森林種苗技術員〔023〕；農業土木技術者〔052〕；森林土木技術者〔052〕；農薬検査員〔209〕；肥料検査員〔209〕；生活改良普及員〔209〕；生活専門技術員〔209〕 **022 畜産技術者** 家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ○営農指導員（畜産）；畜産技術者；農業改良普及員（畜産）；乳質検査員（牧場）；ふ化技術者；種付技術者；家畜人工授精師；畜産コンサルタント；養鶏技術者；雌雄鑑別師（初生ひな） ×営農指導員（作物）〔021〕；獣医師〔083〕 **023 林業技術者** 造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林、保育及び林産物の生産・利用に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。○森林種苗技術員；林業専門技術員；林業改良指導員；林業技術士；林産物検査員；林業技士；樹木医；森林インストラクター；営林（支）局・署技術者 ×森林土木技術者〔052〕；治山・治水技術者〔052〕；森林測量技術者〔053〕；木材加工技術者〔049〕 **024 水産技術者** 水産動植物の採捕・養殖に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ○水産技術士；水産技術者；水産業専門技術員；水産業改良普及員；水産資源保護指導員；魚介類養殖技術者；真珠養殖技術者；のり（海苔）養殖技術者 ×水産食品製造技術者〔025〕 **025 食品技術者** 各種飲食料品の製造に関する企画・技術指導・検査・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類〔119〕に分類される。 ○食品製造技術者；製粉技術者；製菓技術者；製糖技術者；酪農製品技術	「生活改良普及員〔209〕」及び「生活専門技術員〔209〕」は、農業改良助長法の改正により、現在「普及指導員」の名称に改正・統合されているため削除 食品技術者については、新小分類 031 に移設する。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	者；水産食品製造技術者；醸造試験技術者；醸造技術者；マーガリン製造技術者；しょう油・味そ製造技術者；食品缶詰製造技術者；製茶技術者；清涼飲料製造技術者；食品化学技術者；製氷技術者；食品冷凍技術者 ×と畜検査員〔083〕；食品衛生監視員〔119〕 **029 その他の農林水産業・食品技術者** 小分類〔021～025〕に含まれない農林水産業・食品に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 ○農業改良普及員（養蚕）；蚕業技術員；繭検定技術員；養蚕産地育成推進員 ×製糸技術者〔049〕；生糸検査員〔209〕	概念的に〔021〕に含まれることから削除し、例示を移設。
07 製造技術者（開発） 科学的・専門的知識を応用して、食品、電気･電子、機械、化学などの製品の開発･設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するものは中分類〔05〕に分類される。また、指示を受けて製図のみ行うものは小分類〔591〕に分類される。 **071 食品技術者（開発）** 科学的・専門的知識を応用して、各種飲食料品の開発に関し、技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類〔159〕に分類される。 ○食品開発技術者；製粉技術者（開発）；製菓技術者（開発）；製糖技術者（開発）；酪農製品開発技術者；水産食品開発技術者；醸造技術者（開発）；清涼飲料開発技術者；食品化学技術者（開発） ×と畜検査員〔123〕；食品衛生監視員〔159〕 **072 電気・電子技術者（開発）** 科学的・専門的知識を応用して、強電機器・電気機器・ＬＳＩ・電子応用装置･電気通信機器などの各種電気･電子機械器具及び部品の開発･設計、発送電など電気に関する技術の開発、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
事するものは小分類〔246〕に分類される。 ○電気設計技術員；電気機械設計技術者；電力技術員（開発）；集積回路製品技術者（開発）；電気試験技術者（開発）；変電技術者（開発）；ＬＳＩ開発技術者；情報機器開発技術者；給電技術者（開発）；制御盤設計技術者；整流器設計技術者；配電盤設計技術者；発電機設計技術者 ×無線通信員〔246〕；無線技術士〔246〕；有線テレビジョン技術員〔246〕；電波監視官〔246〕 **073 機械技術者（開発）** 科学的・専門的知識を応用して、各種機械器具（電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備などに関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものをいう。舶用機関の製造・改造などに関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。 ○機械設計技術者；工具設計技術者；内燃機関設計技術者；建設機械設計技術者；水道用機械設計技術者；ボイラー設計技術者；蒸気原動機設計技術者；荷役機械設計技術者；機械金型設計技師；水力タービン設計技術者；プラント設計技師；機械工作技術者；機械技術指導員；配管技術者；金属機械技術員（開発）；航空計器技術者（開発）；製材機械技術者（開発）；精密機械技術者（開発）；染色機械技術者（開発）；光学機械技術者（開発）；航空機機関技術者（開発）；製薬機械技術者（開発）；機械工業技術者（開発）；内燃力発電機械技術者（開発）；舶用機関技術者（開発） ×自動車技術者〔074〕；航空機技術者〔075〕；造船技術者〔075〕；電気機械技術者〔072〕；や（冶）金技術者〔076〕；機械デザイナー〔224〕 **074 自動車技術者（開発）** 科学的・専門的知識を応用して、自動車の開発に関し、開発･設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ○自動車設計技術者 ×自動車製造技術者〔084〕；電気機械技術者（開発）〔072〕；や（冶）金技術者〔076〕；機械デザイナー〔224〕 **075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）** 科学的・専門的知識を応用して、航空機、船舶など、自動車を除く輸送用機器の開発に関し、開発･設計などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な仕事、舶用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
な仕事に従事するものは小分類〔073〕に分類される。 ○航空機技術者（開発）；グライダー設計技術者；船舶設計技術者；船体設計士；舶用電気設計技術者 ×航空機機関技術者〔073〕；航空計器技術者〔073〕；舶用機関技術者〔073〕 **076 金属技術者（開発）** 科学的・専門的知識を応用して、金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する技術の開発などの仕事に従事するものをいう。 ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔082〕に分類される。 ○製鉄技術者（開発）；製鋼技術者（開発）；銅精錬技術者（開発）；アルミニウム精錬技師（開発）；や（冶）金技術者（開発）；鋳物技術者；鋳鍛造技術者；金属精錬技術者；電気製錬技術者；電解炉操炉技術者；金属製錬技術者（電気分解・電気炉などによるもの）；電気化学技術者（金属製造処理）；熱処理技術者（金属製錬）；鋳造技術者（開発）；合金技術者（開発）；圧延技術者（開発）；金属試験技術者（開発）；金属材料試験技術者（開発） ×非金属精製技術者〔077〕 **077 化学技術者（開発）** 科学的・専門的知識を応用して、化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維など化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 ○工業化学技術者（開発）；電気化学技術者（アルミナ製造）（開発）；アンモニア合成技術者（開発）；ソーダ工業技術者（開発）；りん酸製造化学技術者（開発）；油脂化学技術者（開発）；木材化学工業技術者（開発）；石油精製技術者（開発）；高分子化学技術者（開発）；非金属精製技術者（開発） ×染色技術者〔089〕 **079 その他の製造技術者（開発）** 小分類〔111～117〕に含まれない機器等の製造に関し、科学的・専門的知識を応用して、開発･設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ○放射線機器設計技術者；原子力機器設計技術者；エックス線装置設計技術者；陶磁器成形技術者；セメント分析技術者；採鉱技術者（開発）；金属鉱山地質技術者；石油鉱山地質技術者；採炭技術者；採油技術者（開発）；精練・漂白技術者（開発）；染色技術者（開発）；紡績技術者（開発）；製糸		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
技術者（開発）；製織技術者（開発） ×化学繊維製造技術者〔082〕；地質調査技術者〔119〕；被服製造技術者〔089〕；安全工業技術員〔119〕；服飾デザイナー〔224〕；発破員〔759〕 **08 製造技術者（開発を除く）** 科学的・専門的知識を応用して、食品、電気･電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理･品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事･維持･管理など、中分類〔07〕に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。ただし、主に生産現場で作業員の監督を行うものは大分類〔H生産工程作業者〕に分類される。 **081 食品技術者（開発を除く）** 科学的・専門的知識を応用して、各種飲食料品の生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理･品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類〔159〕に分類される。 ○食品製造技術者；製粉技術者（開発を除く）；製菓技術者（開発を除く）；製糖技術者（開発を除く）；酪農製品技術者（開発を除く）；水産食品製造技術者；醸造試験技術者（開発を除く）；醸造技術者（開発を除く）；マーガリン製造技術者；しょう油・味そ製造技術者；食品缶詰製造技術者；製茶技術者；清涼飲料製造技術者；食品化学技術者（開発を除く）；製氷技術者（開発を除く）；食品冷凍技術者（開発を除く） ×と畜検査員〔123〕；食品衛生監視員〔159〕 **082 電気・電子技術者（開発を除く）** 科学的・専門的知識を応用して、強電機器・電気機器・ＬＳＩ・電子応用装置・通信機器などの各種電気・電子機械器具の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、発送電・電気照明などの電気施設の工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものは含まれない。また、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものは小分類〔246〕に分類される		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
○電子管製造技術者；電気機械技術者（開発を除く）；電気技術者（開発を除く）；電気冷凍機技術者（開発を除く）；半導体製品製造技術者；電力技術員（開発を除く）；エックス線装置製造技術者（医療用）；車両電気技術員（開発を除く）；精密測定器技術者（電気式）（開発を除く）；集積回路製品技術者（開発を除く）；電気試験技術者（開発を除く）；レーダー製造技術者；テレビジョン製造技術者；ラジオ製造技術者；電気主任技術者；変電技術者（開発を除く）；電子計算機製造技術者；電気音響装置製造技師；給電技術者（開発を除く）；電気工事技術者；弱電工事技術者；高圧電気工事技術者；電話修理技術者 ×電話技術者〔075〕；有線電気通信技術者〔075〕；電気化学技術者（金属製造処理）〔086〕；電気化学技術者（アルミナ製造）〔087〕；無線通信員〔256〕；無線技術士〔256〕；有線テレビジョン技術員〔256〕；電波監視官〔256〕		
083 機械技術者（開発を除く） 科学的・専門的知識を応用して、各種機械器具（電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く）・機械設備などの生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理･品質管理、監督、指導・据付・製造・改造・修理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。舶用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものも含まれる。 ただし、や（冶）金・航空機・造船・電気技術者は含まれない。 ○機械配置技術者；衡器製作技術者；紡機製造検査技術者；造機工務技術者；工作機械組立技術員；機械工作技術者；機械技術指導員；車両検査技術者；建設機械製造技術者；空気調和機械製造技術者；荷役機械製造技術者；配管技術者（開発を除く）；水力タービン製造技術者；缶詰機械製造技術者；金属機械技術員；航空計器技術者；製材機械技術者；精密機械技術者；染色機械技術者（開発を除く）；光学機械技術者；航空機機関技術者（開発を除く）；製薬機械技術者（開発を除く）；機械技術士；機械工業技術者（開発を除く）；内燃力発電機械技術者（開発を除く）；ボイラー・タービン主任技術者（開発を除く）；舶用機関技術者（開発を除く） ×航空機技術者〔072〕；造船技術者〔073〕；電気機械技術者〔074〕；や（冶）金技術者〔081〕；機械デザイナー〔224〕		
084 自動車技術者（開発を除く） 科学的・専門的知識を応用して、自動車の生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理･品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
○自動車製造技術者；自動車修理技術指導員 ×自動車設計技術者〔074〕；電気機械技術者**（開発を除く）**〔082〕；や（冶）金技術者〔081〕；機械デザイナー〔224〕 **085 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く）** 科学的・専門的知識を応用して、航空機、船舶など、自動車を除く輸送用機器の生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理･品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な仕事、舶用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは小分類〔073〕に分類される。 ○航空機技術者（開発を除く）；航空･宇宙技術士；航空発動機製造技術者；航空機組立技術者；航空機用プロペラ製作技術者；造船技術者；ボート製造技術者；木造船製造技術者；舶用電気技術者（開発を除く）；船舶ぎ装技術者 ×航空機機関技術者〔083〕；航空計器技術者〔083〕；航空整備士〔593〕；舶用機関技術者〔083〕；船大工〔665〕；大工〔771〕 **086 金属技術者（開発を除く）** 科学的・専門的知識を応用して、金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理･品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔082〕に分類される。 ○製鉄技術者（開発を除く）；製鋼技術者（開発を除く）；銅精錬技術者（開発を除く）；アルミニウム精錬技師（開発を除く）；や（冶）金技術者（開発を除く）；鋳物技術者（開発を除く）；鋳鍛造技術者（開発を除く）；金属精錬技術者（開発を除く）；電気製錬技術者（開発を除く）；電解炉操炉技術者；金属製錬技術者（電気分解・電気炉などによるもの）（開発を除く）；電気化学技術者（金属製造処理）（開発を除く）；熱処理技術者（金属製錬）（開発を除く）；鋳造技術者（開発を除く）；合金技術者（開発を除く）；圧延技術者（開発を除く）；金属試験技術者（開発を除く）；金属技術士；金属材料試験技術者（開発を除く） ×非金属精製技術者〔087〕		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
087 化学技術者（開発を除く） 科学的・専門的知識を応用して、化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理･品質管理、監督、指導・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、や（冶）金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれない。 ○工業化学技術者（開発を除く）；化学技術士；電気化学技術者（アルミナ製造）（開発を除く）；化学薬品製造技術者；無機薬品製造技術者；アンモニア合成技術者；硫酸製造技術者；硝酸製造技術者；ソーダ工業技術者（開発を除く）；メタノール製造技術者；りん酸製造化学技術者；活性炭製造技術者；カーバイド製造技術者；油脂化学技術者（開発を除く）；塗料製造技術者；合成ゴム製造技術者；木材化学工業技術者（開発を除く）；医薬品製造技術者；ワクチン製造技術者；薬品分析試験技術者（開発を除く）；火薬製造技術者；火薬類取扱責任者；ガス主任技術者；石炭乾留製造技術者；石油精製技術者；化学繊維製造技術者；合成繊維製造技術者；プラスチック製造技術者；プラスチック製品製造技術者；高分子化学技術者（開発を除く）；非金属精製技術者；毒物・劇物取扱責任者 ×マーガリン製造技術者〔065〕；電気化学技術者（金属製造処理）〔086〕；染色技術者〔089〕 **089 その他の製造技術者（開発を除く）** 小分類〔071～077〕に含まれない機器等の製造に関し、科学的・専門的知識を応用して、生産工程の企画、工程管理･品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ○原子炉運転技術者；放射線機器製造技術者；核燃料製造技術者；核燃料取扱技術者；核燃料取扱主任者；ラジオ・アイソトープ取扱技術者；原子力機器製造技術者；放射能分析技術者；原子炉主任技術者；エックス線技師（医療を除く）；エックス線装置製造技術者（医療用を除く）；放射線取扱主任者；放射性廃棄物取扱技術者；放射線利用機器取扱技術者；陶磁器成形技術者（開発を除く）；絶縁陶磁器製造技術者；耐火物製造技術者；ガラス製造技術者；ガラス繊維製造技術者；ファインセラミックス製造技術者；セメント製造技術者；セメント分析技術者；炭素製品製造技術者；焼石こう製造技術者；れんが製造技術者；研削材製造技術者；研削と石製造技術者；製瓶技術者；鉱山技術者；資源工学技術士；鉱山調査技術者；採鉱技術者；電気探鉱技術者；物理探鉱技術者；試すい（錐）技術者；磁力		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
探鉱技術者（開発を除く）；金属鉱山地質技術者（開発を除く）；石油鉱山地質技術者（開発を除く）；採炭技術者（開発を除く）；採油技術者（開発を除く）；鉱山保安技術管理者（副保安技術管理者を含む）；精練・漂白技術者（開発を除く）；染色技術者（開発を除く）；紡績技術者（開発を除く）；製糸技術者（開発を除く）；製織技術者（開発を除く）；染色加工技術者（開発を除く）；ニット（メリヤス）製造技術者；フェルト製造技術者；高圧ガス製造保安技術管理者；木材加工技術者；被服製造技術者；たばこ製造技術者 ×化学繊維製造技術者〔087〕；地質調査技術者〔119〕；被服製造技術者〔119〕；安全工業技術員〔119〕；服飾デザイナー〔224〕	**03 機械・電気技術者** 機械、電気及び同製品の製造などに関する企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔01〕に分類される。 **031 機械技術者** 各種機械器具（電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く）・機械設備などに関する企画・設計・据付・製造・改造・修理・作業管理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものも含まれる。 ただし、や（冶）金・航空機・造船・電気技術者は含まれない。 ○機械設計技術者；工具設計技術者；自動車設計技者；工作機械設計検査技術者；内燃機関設計技術者；建設機械設計技術者；水道用機械設計技術者；ボイラー設計技術者；蒸気原動機設計技術者；荷役機械設計技術者；機械金型設計技師；水力タービン設計技術者；プラント設計技師；機械配置技術者；衡器製作技術者；紡機製造検査技術者；造機工務技術者；工作機械組立技術員；機械工作技術者；機械技術指導員；車両検査技術者；自動車修理技術指導員；建設機械製造技術者；空気調和機械製造技術者；荷役機械製造技術者；配管技術者；水力タービン製造技術者；缶詰機械製造技術者；金属機械技術員；航空計器技術者；製材機械技術者；精密機械技	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	術者；染色機械技術者；光学機械技術者；航空機機関技術者；製薬機械技術者；機械技術士；機械工業技術者；内燃力発電機械技術者；ボイラー・タービン主任技術者；舶用機関技術者 ×航空機技術者〔032〕；造船技術者〔033〕；電気機械技術者〔034〕；や（冶）金技術者〔041〕；機械デザイナー〔184〕 **032 航空機技術者** 航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理について、技術的統制・指導・作業管理 などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔031〕に分類される。 ○航空機技術者；航空機技術士；航空発動機製造技術者；グライダー設計技術者；航空機組立技術者；航空機用プロペラ製作技術者 ×航空機機関技術者〔031〕；航空計器技術者〔031〕；航空整備士〔593〕 **033 造船技術者** 船舶の設計・検査・建造・改造・ぎ装・修理に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、舶用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは小分類〔031〕に分類される。 ○船舶技術士；船舶設計技術者；船体設計士；造船技術者；ボート製造技術者；木造船製造技術者；舶用電気技術者；舶用電気設計技術者；船舶ぎ装技術者 ×舶用機関技術者〔031〕；船大工〔665〕；大工〔771〕 **034 電気技術者** 強電機器・電気機器・電子管・電子応用装置などの各種電気機械器具（通信機器を除く）の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものは含まれない。 ○電気設計技術員；真空管技術員；電子管製造技術者；電気機械設計技術者；電気機械技術者；電気技術士；電気技術者；電気冷凍機技術者；半導体製品製造技術者；電力技術員；エックス線装置製造技術者（医療用）；車両電気技術員；精密測定器技術者（電気式）；集積回路製品技術者；電気試	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	験技術者；レーダー製造技術者；テレビジョン製造技術者；ラジオ製造技術者；電気主任技術者；変電技術者；電子計算機製造技術者；ＬＳＩ開発技術者；情報機器開発技術者；電気音響装置製造技師；給電技術者；電気工事技術者；弱電工事技術者；高圧電気工事技術者；制御盤設計技術者；整流器設計技術者；配電盤設計技術者；発電機設計技術者 ×電話技術者〔035〕；有線電気通信技術者〔035〕；電気化学技術者（金属製造処理）〔041〕；電気化学技術者（アルミナ製造）〔042〕；無線通信員〔501〕；無線技術士〔501〕；有線テレビジョン技術員〔502〕；電波監視官〔509〕 **035 電気通信技術者** 通信機器の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、有線電気通信・無線通信などの通信施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理・端末設備等の接続工事などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものは中分類〔50〕に分類される。 ○電気通信技術者；電気通信主任技術者；電気通信施設技術者；有線電気通信技術者；無線電気通信技術者；電話技術者；電話修理技術者 ×無線通信員〔501〕；無線技術士〔501〕；有線テレビジョン技術員〔502〕；電波監視官〔509〕 **036 原子力技術者** 原子炉等の原子核エネルギー発生装置、核燃料、ラジオ・アイソトープ、粒子加速器等の放射線発生装置、放射線計測装置等の設計・製作・利用、及びこれらに伴う放射線の防護に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 ○原子炉運転技術者；放射線機器製造技術者；核燃料製造技術者；核燃料取扱技術者；核燃料取扱主任者；ラジオ・アイソトープ取扱技術者；原子力機器製造技術者；放射能分析技術者；原子炉主任技術者；エックス線技師（医療を除く）；エックス線装置製造技術者（医療用を除く）；放射線取扱主任者；放射性廃棄物取扱技術者；放射線利用機器取扱技術者 ×エックス線装置製造技術者（医療用）〔034〕；診療放射線技師〔101〕 **04 鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）** 科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、鉱工業生（機械・電気の分野を除く）における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕	

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知 識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔01〕に分類される。 **041 金属製錬技術者** 金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画・管理・監督・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔042〕に分類される。 ○製鉄技術者；製鋼技術者；銅精錬技術者；アルミニウム精錬技師；や（冶）金技術者；鋳物技術者；鋳鍛造技術者；金属精錬技術者；電気製錬技術者；電解炉操炉技術者；金属製錬技術者（電気分解・電気炉などによるもの）；電気化学技術者（金属製造処理）；熱処理技術者（金属製錬）；鋳造技術者；合金技術者；圧延技術者；金属試験技術者；金属技術士；金属材料試験技術者 ×非金属精製技術者〔042〕 **042 化学技術者** 化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の企画・技術指導・作業管理・分析・検査などの技術的な仕 事に従事するものをいう。 ただし、や（冶）金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれない。 ○工業化学技術者；化学技術士；電気化学技術者（アルミナ製造）；化学薬品製造技術者；無機薬品製造技術者；アンモニア合成技術者；硫酸製造技術者；硝酸製造技術者；ソーダ工業技術者；メタノール製造技術者；りん酸製造化学技術者；活性炭製造技術者；カーバイド製造技術者；油脂化学技術者；塗料製造技術者；合成ゴム製造技術者；木材化学工業技術者；医薬品製造技術者；ワクチン製造技術者；薬品分析試験技術者；火薬製造技術者；火薬類取扱責任者；ガス主任技術者；石炭乾留製造技術者；石油精製技術者；化学繊維製造技術者；合成繊維製造技術者；プラスチック製造技術者；プラスチック製品製造技術者；高分子化学技術者；非金属精製技	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	術者；毒物・劇物取扱責任者 ×マーガリン製造技術者〔025〕；電気化学技術者（金属製造処理）〔041〕；染色技術者〔049〕 **043 窯業技術者** 陶磁器・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品・研磨材などの製造に関する企画・技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、陶磁器などのデザインの仕事に従事するものは小分類〔184〕に分類される。 ○陶磁器成形技術者；絶縁陶磁器製造技術者；耐火物製造技術者；石綿製品製造技術者；ガラス製造技術者；ガラス繊維製造技術者；ファインセラミックス製造技術者；セメント製造技術者；セメント分析技術者；炭素製品製造技術者；焼石こう製造技術者；れんが製造技術者；研削材製造技術者；研削と石製造技術者；製瓶技術者 ×陶磁器デザイナー〔184〕 **049 その他の鉱工業技術者** 小分類〔031～043〕に含まれない鉱工業に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 ○鉱山技術者；鉱山技術士；鉱山調査技術者；採鉱技術者；電気探鉱技術者；物理探鉱技術者；試すい（錐）技術者；磁力探鉱技術者；金属鉱山地質技術者；石油鉱山地質技術者；採炭技術者；採油技術者；鉱山保安技術管理者（副保安技術管理者を含む）；精練・漂白技術者；染色技術者；紡績技術者；製糸技術者；製織技術者；染色加工技術者；ニット（メリヤス）製造技術者；フェルト製造技術者；石綿紡績技術者；高圧ガス製造保安技術管理者；木材加工技術者；被服製造技術者；たばこ製造技術者 ×化学繊維製造技術者〔042〕；地質調査技術者〔079〕；被服製造技術者〔079〕；安全工業技術員〔079〕；服飾デザイナー〔184〕；発破員〔759〕	
09 建築・土木・測量技術者 科学的・専門的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・	**05 建築・土木・測量技術者** 科学的・専門的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔09〕に分類される。	科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔01〕に分類される。	
091 建築技術者 住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは小分類〔249〕に分類される。 ○建築士；建築設計監督技術者；建築設備技術者；建築技師；建築技術者 ×土地家屋調査士〔249〕；大工〔661〕	**051 建築技術者** 住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは小分類〔209〕に分類される。 ○建築士；建築設計監督技術者；建築設備技術者；建築技師；建築技術者 ×土地家屋調査士〔209〕；大工〔771〕	
092 土木技術者 道路（橋・トンネルを含む）・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申手続に関する業務に従事するものは小分類〔249〕に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な仕事に従事するものは小分類〔093〕に分類される。 ○土木技術者；建設技術士；道路技術者；橋りょう技術者；ずい道技術者；河川土木技 術者；港湾技術者；鉄道工事設計技師；水道建設技術者；上下水道技術士；上下水道設計工 事監督者；空港建設技術者；庭園設計技術者；森林土木技術者；治山・治水技術者；農業土木技術者 ×測量士〔093〕；土地家屋調査士〔249〕	**052 土木技術者** 道路（橋・トンネルを含む）・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申手続に関する業務に従事するものは小分類〔209〕に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な仕事に従事するものは小分類〔053〕に分類される。 ○土木技術者；建設技術士；道路技術者；橋りょう技術者；ずい道技術者；河川土木技 術者；港湾技術者；鉄道工事設計技師；水道建設技術者；水道技術士；上下水道設計工 事監督者；空港建設技術者；庭園設計技術者；森林土木技術者；治山・治水技術者；農業土木技術者 ×測量士〔053〕；土地家屋調査士〔209〕	
093 測量技術者 土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものをいう。 ○測量士；測量士補；測量技術者；森林測量技術者；道路測量士；鉱山測量技術者；水路測量技術者；港湾測量技術者；方位測定技術員；航空写真測量技術者；地図測量士 ×土木技術者〔092〕；測量作業者〔779〕	**053 測量技術者** 土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものをいう。 ○測量士；測量士補；測量技術者；森林測量技術者；道路測量士；鉱山測量技術者；水路測量技術者；港湾測量技術者；方位測定技術員；航空写真測量技術者；地図測量士 ×土木技術者〔052〕；測量作業者〔779〕	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
10 情報処理･通信技術者 情報処理及び情報通信に関する専門知識・経験をもって、適用業務の分析、システムの企画、プログラムの開発、構築されたシステムの管理、通信ネットワークの構築・保守などについての技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、製品開発に関する基礎的な研究の仕事に従事するものは中分類〔05〕に分類される。 また、ハードウェアの製造のうち開発・設計に係る技術者は中分類〔11〕、ハードウェアの製造のうち管理、監督、指導に係る技術者は中分類〔12〕に分類される。	**06 情報処理技術者** 電子計算機を用いて、情報の整理・加工・蓄積・検索等を行うことを目的とし、情報処理技術に関する専門知識・経験をもって、システムの分析・設計、プログラムの設計・作成についての技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔01〕に分類される。	
101 システムコンサルタント 顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムを策定し、提言を行なう仕事に従事するものをいう。 ○情報ストラテジスト；システムコンサルタント ×プロジェクトマネジャー〔102〕	**061 システム・エンジニア** 電子計算機による情報の整理・加工・蓄積・検索等に関する機械化された業務システムの分析・設計及びプログラムの設計についての技術的な仕事に従事するものをいう。 ○システム・エンジニア；ソフトウェア・エンジニア；システム・アナリスト；システム・デザイナー；システム・プランナー ×電子計算機製造技術者〔034〕；キーパンチャー〔312〕；電子計算機オペレーター〔313〕	
102 システム設計者 顧客又は自己の問題の解決のため、ハードウェア、ソフトウェア双方を含め、主として必要なシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものをいう。パッケージソフトウェアの開発企画、企業等でシステムの導入に関する企画や導入時の監督の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、個々のソフトウェアの開発の仕事に従事するものは小分類〔103〕に分類される。 ○システムアーキテクト；システムアナリスト；プロジェクトマネジャー；社内ＳＥ ×プログラマー〔103〕		
103 ソフトウェア作成者 ソフトウェア作成（基本ソフトウェア及びアプリケーションソフトウェア双方の開発を含む。）のための仕様決定、設計及びプログラミングの仕事に従事するものをいう。 ただし、主としてシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものは小分類〔102〕に分類される。	**062 プログラマー** システム設計書に基づいて、各種プログラム及びコンピュータ処理に必要な操作手引書等を作成するものをいう。 ○プログラマー；ゲームプログラマー；ＣＧプログラマー；情報システムプログラマー ×システム・エンジニア〔061〕；キーパンチャー〔312〕；電子計算機オペ	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
○テクニカルスペシャリスト;プログラマー；ゲームプログラマー；ＣＧプログラマー ×システムアーキテクト〔102〕 **104 システム運用管理者** 構築されたシステムについて、安全性の確保を含めた維持･管理・保守の仕事に従事するものをいう。 ○ＩＴサービスマネジメント；カスタマサービス；サーバー管理者 × **105 通信ネットワーク技術者** 有線電気通信･無線通信などの事業用電気通信設備及びＬＡＮ設備に関する計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事並びに通信規格など通信技術に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、プログラム作成の仕事に従事するものは小分類〔103〕、サーバー管理の仕事に従事するものは小分類〔104〕、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の仕事に従事するものは小分類〔246〕、通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するものは小分類〔624〕に、ウェブコンテンツの開発の仕事に従事するものは小分類〔234〕に分類される。 ○電気通信技術者；電気通信主任技術者；電気通信施設技術者；有線電気通信技術者；無線電気通信技術者；電話技術者 ×電気通信設備工事作業者〔624〕；無線通信員〔246〕；無線技術士〔246〕；有線テレビジョン技術員〔246〕；電波監視官〔246〕；ウェブコンテンツ開発者〔234〕；サーバー管理者〔104〕；ネットワークプログラマー〔103〕 **109 その他の情報処理･通信技術者** 小分類〔141～145〕に含まれない情報処理･通信技術に関する仕事に従事するものをいう。 **11 その他の技術者** 中分類〔07～10〕に含まれない科学的･技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔05〕に分類され	レーター〔313〕

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
る。 **119 他に分類されない技術者** 地質調査技術者など小分類〔061～109〕に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。 ○放射線利用機器取扱技術者；地質調査技術者；作業環境測定士；し尿処理施設技術者；労働安全コンサルタント；印刷技術者；サーチャー ×気象研究員〔051〕；金属鉱山地質技術者〔089〕；製図工〔591〕；写図工〔591〕 **12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師** 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し、医業・獣医業・薬業又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する医師、歯科医師は中分類〔05〕に分類される。 (2) 獣医学的知識に基づいて、家畜衛生、保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する獣医師は中分類〔05〕に分類される。 (3) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に従事する薬剤師は中分類〔05〕に分類される。 (4) 医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事する医師、歯科医師、薬剤師である自衛官は中分類〔43〕に分類される。 **121 医師** 医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類〔087〕に分類される。 (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に	る。 **079 他に分類されない技術者** 地質調査技術者など小分類〔021～062〕に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。 ○地質調査技術者；安全工業技術員；生産管理技能士；衛生工学技能士；作業環境測定士；し尿処理施設技術者；労働安全コンサルタント；印刷技術者；サーチャー ×気象研究員〔011〕；金属鉱山地質技術者〔049〕；製図工〔726〕；写図工〔726〕 **08 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師** 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し、医業・獣医業・薬業又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する医師、歯科医師は中分類〔01〕に分類される。 (2) 獣医学的知識に基づいて、家畜衛生、保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する獣医師は中分類〔01〕に分類される。 (3) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に従事する薬剤師は中分類〔01〕に分類される。 (4) 医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事する医師、歯科医師、薬剤師である自衛官は中分類〔40〕に分類される。 **081 医師** 医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類〔042〕に分類される。 (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
従事するものは小分類〔159〕に分類される。 (3) 大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。 ○医師；監察医；船医；放射線科医；検疫官（医師）；保健所長；精神衛生鑑定医；法医学医；衛生管理者（医師）；医長；大学附属病院長（医師）；病院長（医師）；療養所長（医師）；診療所長（医師）；校医；麻酔医；レントゲン医師；病理学医 ×医薬品製造技術者〔082〕；診療放射線技師〔141〕；医療監視員〔159〕；食品衛生監視員〔159〕；衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）〔159〕；薬事監視員〔159〕；医科大学教授〔198〕；医師（大学教授）〔198〕	従事するものは小分類〔119〕に分類される。 (3) 大学の教授・助教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔156〕に分類される。 ○医師；監察医；船医；放射線科医；検疫官（医師）；保健所長；精神衛生鑑定医；法医学医；衛生管理者（医師）；医長；大学附属病院長（医師）；病院長（医師）；療養所長（医師）；診療所長（医師）；校医；麻酔医；レントゲン医師；病理学医 ×医薬品製造技術者〔042〕；診療放射線技師〔101〕；医療監視員〔119〕；食品衛生監視員〔119〕；衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）〔119〕；薬事監視員〔119〕；医科大学教授〔156〕；医師（大学教授）〔156〕	
122 歯科医師 歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。 ただし、大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。 ○歯科医師；歯科診療所長（歯科医師）；学校嘱託歯科医師；歯科医院長（歯科医師）；歯科医長 ×歯科衛生士〔146〕；歯科技工士〔147〕；医療監視員〔159〕；薬事監視員〔159〕；歯科大学教授〔198〕；医科大学教授〔198〕	**082 歯科医師** 歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。 ただし、大学の教授・助教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔156〕に分類される。 ○歯科医師；歯科診療所長（歯科医師）；学校嘱託歯科医師；歯科医院長（歯科医師）；歯科医長 ×歯科衛生士〔104〕；歯科技工士〔105〕；医療監視員〔119〕；薬事監視員〔119〕；歯科大学教授〔156〕；医科大学教授〔156〕	
123 獣医師 獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。 ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは含まれない。 ○獣医師；家畜診療所長（獣医師）；犬猫病院長（獣医師）；家畜防疫官（獣医師）；と畜検査員 ×食品衛生監視員〔159〕；環境衛生監視員〔159〕；獣医科大学教授〔198〕；装てい師〔469〕；動物病院助手〔379〕	**083 獣医師** 獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。 ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは含まれない。 ○獣医師；家畜診療所長（獣医師）；犬猫病院長（獣医師）；家畜防疫官（獣医師）；と畜検査員 ×食品衛生監視員〔119〕；環境衛生監視員〔119〕；獣医科大学教授〔156〕；装てい師〔439〕	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
124 薬剤師 薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給、医薬品の製造の管理などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは小分類〔051〕に分類される。 ○薬剤師；薬局店主（薬剤師）；薬剤部長；薬局長；薬局員（薬剤師）；薬局管理者；学校薬剤師 ×薬学研究員〔051〕；医薬品製造技術者〔087〕；衛生検査技師〔143〕；環境衛生監視員〔159〕；毒物・劇物監視員〔159〕；食品衛生監視員〔159〕；薬事監視員〔159〕；医療監視員〔159〕	**084 薬剤師** 薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは小分類〔011〕に分類される。 ○薬剤師；薬局店主（薬剤師）；薬剤部長；薬局長；薬局員（薬剤師）；薬局管理者；学校薬剤師 ×薬学研究員〔011〕；医薬品製造技術者〔042〕；衛生検査技師〔102〕；環境衛生監視員〔119〕；毒物・劇物監視員〔119〕；食品衛生監視員〔119〕；薬事監視員〔119〕；医療監視員〔119〕	
13 保健師、助産師、看護師 保健師、助産師、看護師等の免許を有し、保健指導、助産、傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。 ただし、看護業務に従事する自衛官は中分類〔44〕に分類される。	**09 保健師、助産師、看護師** 保健師、助産師、看護師等の免許を有し、保健指導、助産、傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。 ただし、看護業務に従事する自衛官は中分類〔40〕に分類される。	
131 保健師 保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。 ○保健師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；保健師長；保健所保健指導課長（保健師）；保健指導員（保健師） ×衛生管理者（医師、保健師、看護師でないもの）〔159〕；特別支援学校教諭〔196〕	**091 保健師** 保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。 ○保健師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；保健師長；保健所保健指導課長（保健師）；保健指導員（保健師） ×衛生管理者（医師、保健師、看護師でないもの）〔119〕；養護学校教諭〔157〕	
132 助産師 助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するもの のをいう。 ○助産師；助産所長（助産師）；助産師長；妊婦指導員（産婦人科医院） ×看護助手・看護補助者〔371〕	**092 助産師** 助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するもの のをいう。 ○助産師；助産所長（助産師）；助産師長；妊婦指導員（産婦人科医院） ×看護助手・看護補助者〔119〕	
133 看護師（准看護師を含む） 看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するもの、並びに准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上	**093 看護師** 看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するもの、並びに准看護師の免許を有し、医師・歯	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。 ○看護師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；准看護師；総看護師長；看護師長；派出看護師 ×看護助手・看護補助者〔371〕；家政婦（夫）〔351〕；ホームヘルパー〔362〕	科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。 ○看護師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；准看護師；総看護師長；看護師長；派出看護師 ×看護助手・看護補助者〔119〕；家政婦（夫）〔341〕；ホームヘルパー〔342〕	
14 医療技術者 診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、歯科技工士等の免許を有し、医師又は歯科医師の指示、指導等の下に、放射線の人体照射、生命維持管理装置の操作・保守、微生物学的検査、理学療法、歯科技工業務など中分類〔12 及び 13〕に含まれない保健衛生に関連する技術的な仕事に従事するものをいう。	**10 医療技術者** 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科技工士等の免許を有し、医師又は歯科医師の指示、指導等の下に、放射線の人体照射、微生物学的検査、理学療法、歯科技工業務など中分類〔08 及び 09〕に含まれない保健衛生に関連する技術的な仕事に従事するものをいう。	
141 診療放射線技師 診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。 ○診療放射線技師；診療エックス線技師 ×放射線利用機器取扱技術者〔119〕；エックス線装置製造技術者〔089〕	**101 診療放射線技師** 診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。 ○診療放射線技師；診療エックス線技師 ×放射線利用機器取扱技術者〔036〕；エックス線装置製造技術者〔034 及び 036〕	
142 臨床工学技士 臨床工学技士の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去など。）及び保守点検の仕事に従事するものをいう。 ○透析技術認定士；体外循環技術認定士；臨床高気圧治療技師；臨床 ME 専門認定士 ×臨床検査技師；衛生検査技師		新設
143 臨床検査技師 臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。 ○臨床検査技師長；臨床検査技師；衛生検査技師；衛生検査所臨床検査技師；衛生検査所衛生検査技師 ×動物学研究員〔051〕；醸造試験技術者〔071〕；薬品分析試験技術者〔077〕	**102 臨床検査技師、衛生検査技師** 臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。 ○臨床検査技師長；臨床検査技師；衛生検査技師；衛生検査所臨床検査技師；衛生検査所衛生検査技師 ×動物学研究員〔011〕；醸造試験技術者〔025〕；薬品分析試験技術者〔042〕	
144 理学療法士、作業療法士 理学療法士又は作業療法士の免許を有し、病院、診療所などにおいて、	**103 理学療法士、作業療法士、視能訓練士** 理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の免許を有し、病院、診療所な	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
理学療法又は作業療法の仕事に従事するものをいう。社会福祉施設などにおいて従事するものも含まれる。 ○理学療法士；作業療法士 ×診療放射線技師〔141〕；あん摩マッサージ指圧師〔152〕；心理・職能判定員〔161〕；福祉施設職業指導員〔162〕	どにおいて、理学療法、作業療法又は視能訓練の仕事に従事するものをいう。社会福祉施設などにおいて従事するものも含まれる。 ○理学療法士；作業療法士；視能訓練士；リハビリ技術者 ×診療放射線技師〔101〕；あん摩マッサージ指圧師〔112〕；心理・職能判定員〔121〕；福祉施設職業指導員〔122〕	**言語聴覚士を加えたことにより分割**
145 視能訓練士、言語聴覚士 視能訓練士又は言語聴覚士の免許を有し、病院、診療所などにおいて、視能訓練又は言語訓練の仕事に従事するものをいう。社会福祉施設などにおいて従事するものも含まれる。 ○視能訓練士；言語聴覚士 ×福祉施設職業指導員〔162〕		
146 歯科衛生士 歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。 ○歯科衛生士 ×歯科医師〔122〕；歯科助手〔372〕	**104 歯科衛生士** 歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助などの仕事に従事するものをいう。 ○歯科衛生士 ×歯科医師〔082〕	歯科衛生士は「歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。」ことから、説明文に追加
147 歯科技工士 歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する仕事に従事するものをいう。 ○歯科技工士 ×歯科医師〔122〕；歯科助手〔372〕	**105 歯科技工士** 歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する仕事に従事するものをいう。 ○歯科技工士 ×歯科医師〔082〕	
15 その他の保健医療従事者 栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師など中分類〔16～18〕に含まれない保健衛生に関連する仕事に従事するものをいう。	**11 その他の保健医療従事者** 栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師など中分類〔08～10〕に含まれない保健衛生に関連する仕事に従事するものをいう。	
151 栄養士 栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。	**111 栄養士** 栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
○栄養士；管理栄養士；栄養指導員；学校栄養職員；ダイエット・コーディネイター（栄養士） ×食品衛生監視員〔159〕；調理師〔391〕	○栄養士；管理栄養士；栄養指導員；学校栄養職員；ダイエット・コーディネイター（栄養士） ×食品衛生監視員〔119〕；調理師〔361〕	
152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術の仕事に従事するものをいう。 ○あん摩マッサージ指圧師；はり師；きゅう師；柔道整復師；はり指導員（失明者更生施設）；整骨師；接骨師；指圧師；骨つぎ師	**112 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師** あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術の仕事に従事するものをいう。 ○あん摩マッサージ指圧師；はり師；きゅう師；柔道整復師；はり指導員（失明者更生施設）；整骨師；接骨師；指圧師；骨つぎ師	
159 他に分類されない保健医療従事者 医療監視員、薬事監視員など小分類〔161～192〕に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。 ○医療監視員；薬事監視員；環境衛生監視員；食品衛生監視員；食品衛生管理者；環境衛生指導員；衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）；建築物環境衛生管理技術者；家庭用品衛生監視員；毒物・劇物監視員；義肢装具士；心理カウンセラー（医療、福祉） ×あん摩マッサージ指圧師〔152〕；家政婦（夫）〔351〕；占い師〔429〕；心理カウンセラー（医療、福祉を除く）〔243〕	**119 他に分類されない保健医療従事者** 医療監視員、薬事監視員など小分類〔081～112〕に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。 ○医療監視員；薬事監視員；環境衛生監視員；食品衛生監視員；食品衛生管理者；環境衛生指導員；衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）；建築物環境衛生管理技術者；家庭用品衛生監視員；毒物・劇物監視員；看護助手・看護補助者；臨床工学技士；義肢装具士 ×あん摩マッサージ指圧師〔112〕；家政婦（夫）〔341〕；占い師〔399〕	
16 社会福祉専門職業従事者 福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護プラン等の仕事に従事するものをいう。	**12 社会福祉専門職業従事者** 福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護等の仕事に従事するものをいう。	
161 福祉相談指導専門員 福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。 ○査察指導員；心理・職能判定員；児童相談所長；福祉司；母子・婦人・家庭相談員；社会福祉主事；ケースワーカー；婦人相談指導員；心理カウンセラー(福祉) ×障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；社会福祉協議会専門職員〔169〕	**121 福祉相談指導専門員** 福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。 ○査察指導員；心理・職能判定員；児童相談所長；福祉司；母子・婦人・家庭相談員；社会福祉主事；ケースワーカー；婦人相談指導員 ×身体障害者福祉施設長・職業指導員〔122〕；老人福祉施設長・生活指導員〔122〕；社会福祉協議会専門職員〔129〕	
162 福祉施設指導専門員 児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、	**122 福祉施設指導専門員** 児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等の福祉施設におい	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。 ○老人福祉施設長・生活指導員；障害者支援施設等施設長・職業指導員；児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）；児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員；福祉施設職業指導員；母子生活支援施設寮母・寮父；母子指導員；心理カウンセラー(福祉) ×査察指導員〔161〕；社会福祉主事〔161〕；保育所保育士〔163〕；障害者支援施設等寮母・寮夫〔361〕；社会福祉法人役員〔229〕	て、専門的な保護、教護、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。 ○老人福祉施設長・生活指導員；精神薄弱者福祉施設長・職業指導員；児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）；身体障害者福祉施設長・職業指導員；児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員；福祉施設職業指導員 ×査察指導員〔121〕；社会福祉主事〔121〕；保育所保育士〔123〕；身体障害者福祉施設寮母・寮父〔124〕；社会福祉法人役員〔229〕	児童福祉法の改正により「教護院」を「児童自立支援施設」の名称に変えたことによる
163 保育士 児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。 ○保育所保育士；幼稚園保育士；こども園保育士；肢体不自由児施設保育士；乳児院保育士；ろう（聾）・あ児施設保育士；重症心身障害児施設保育士；一時保護所保育士；知的障害児通園施設保育士；児童養護施設保育士 ×児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員〔162〕；障害者支援施設等寮母・寮夫〔361〕；幼稚園教諭〔191〕	**123 保育士** 児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。 ○保育所保育士；肢体不自由児施設保育士；乳児院保育士；ろう（聾）・あ児施設保育士；重症心身障害児施設保育士；一時保護所保育士；知的障害児通園施設保育士；児童養護施設保育士 ×児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員〔122〕；身体障害者福祉施設寮母・寮父〔124〕；幼稚園教諭〔151〕	認定こども園は幼保連携型、幼稚園型、保育所型があり、それぞれに保育士がいるために追加
	124 福祉施設寮母・寮父 母子生活支援施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等において、更生・介護の仕事に従事するものをいう。 ○母子生活支援施設寮母・寮父；知的障害者福祉ホーム管理人；身体障害者福祉施設寮母・寮父；老人福祉施設寮母・寮父；児童福祉施設寮母・寮父 ×老人福祉施設長・生活指導員〔122〕；保育所保育士〔123〕；寄宿舎管理人〔382〕；寮管理人〔382〕	
169 その他の社会福祉専門職業従事者 社会福祉協議会等の福祉団体・保護観察所などにおいて、専門的な相談、指導、助言など小分類〔201～204〕に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。 ○社会福祉協議会専門職員；その他の福祉団体専門職員；福祉作業所長；保護観察官；心理カウンセラー(福祉) ×社会福祉主事〔161〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；社会福祉法人役員〔029〕	**129 その他の社会福祉専門職業従事者** 社会福祉協議会等の福祉団体において、専門的な相談、指導、助言など小分類〔121～124〕に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。 ○社会福祉協議会専門職員；その他の福祉団体専門職員；福祉作業所長；保護観察官 ×社会福祉主事〔121〕；老人福祉施設長・生活指導員〔122〕；身体障害者福祉施設長・職業指導員〔122〕；社会福祉法人役員〔229〕	保護観察官の勤務先を追加
17 法務従事者 裁判官、検察官、弁護士及びその他司法に関連する専門的な仕事に従事する	**13 法務従事者** 裁判官、検察官、弁護士及びその他司法に関連する専門的な仕事に従事する	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
ものをいう。	ものをいう。	
171 裁判官 法律上の争訟を裁判するものをいう。 ただし、工業所有権に関する審判を行うもの、海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行うものは小分類〔179〕に、裁判官弾がい（劾）の裁判を行うもの又は裁判官ひ（罷）免の訴追を行うものは小分類〔011〕に分類される。 ○最高裁判所長官；最高裁判所判事；高等裁判所長官；裁判所長；判事；裁判所調査官（判事）；判事補；簡易裁判所判事 ×裁判所調査官（判事でないもの）〔179〕；特許庁審判官〔179〕；海難審判庁審判官〔179〕；海難審判庁理事官〔179〕；司法研修所教官〔199〕；裁判所職員総合研修所教官〔199〕；裁判所課長などの管理者〔012〕	**131 裁判官、検察官、弁護士** 法律上の争訟を裁判するもの（裁判官）、刑事についての公訴・裁判所に法の正当な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行う仕事に従事するもの（検察官）、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立てなど行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行う仕事に従事するもの（弁護士）をいう。 ただし、工業所有権に関する審判を行うもの、海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行うものは小分類〔139〕に、裁判官弾がい（劾）の裁判を行うもの又は裁判官ひ（罷）免の訴追を行うものは小分類〔211〕に分類される。 ○最高裁判所長官；最高裁判所判事；中等教育裁判所長官；裁判所長；判事；裁判所調査官 （判事）；判事補；簡易裁判所判事；検事総長；次長検事；検事長；検事正；次席検事；検事；副検事；弁護士 ×裁判所調査官（判事でないもの）〔139〕；司法修習生〔139〕；特許庁審判官〔139〕；海難審判庁審判官〔139〕；海難審判庁理事官〔139〕；司法研修所教官〔159〕；裁判所書記官研修所教官〔159〕；家庭裁判所調査官研修所教官〔159〕；法務省の課長〔212〕；裁判所課長などの管理者〔212〕	**裁判官、検察官、弁護士を独立した小分類とした**
172 検察官 刑事についての公訴・裁判所に法の正当な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行う仕事に従事するものをいう。 ただし、裁判官ひ（罷）免の訴追を行うものは小分類〔211〕に分類される。 ○検事総長；次長検事；検事長；検事正；次席検事；検事；副検事 ×司法研修所教官〔199〕；裁判所職員総合研修所教官〔199〕；法務省の課長〔012〕		
173 弁護士 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立てなど行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行う仕事に従事するものをいう。 ○弁護士 ×海難審判庁理事官〔179〕；司法研修所教官〔199〕；裁判所職員総合研修所教官〔199〕		
174 弁理士 他人からの求めに応じて特許などの工業所有権に関する出願、登録等の代理等の仕事に従事するものをいう。 ○弁理士	**132 弁理士、司法書士** 他人からの求めに応じて特許などの工業所有権に関する出願、登録等の代理等の仕事に従事するもの（弁理士）、他人からの求めに応じて、法務局、検察庁、裁判所等に提	**弁理士、司法書士を独立した小分類とした**

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
×行政書士〔249〕 **175 司法書士** 他人からの求めに応じて、法務局における登記申請等を代理するほか、法務局、検察庁、裁判所等に提出する書類又は事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するものをいう。 ○司法書士 ×行政書士〔249〕 **179 その他の法務従事者** 法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する仕事に従事するもの、海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの仕事、その他司法又はこれに関連する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安を維持する仕事に従事するものは小分類〔441〕に、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務を行う仕事に従事するものは小分類〔172～173〕に分類される。 ○公証人；裁判所調査官（判事でないもの）；執行官；海難審判庁審判官；海難審判庁理事官；海難審判庁副理事官；海事補佐人；家庭裁判所調査官；家事調停委員；民事調停委員；裁判所書記官；司法委員；家庭裁判所参与員；公正取引委員会審査官；公正取引委員会審査長；特許庁審判官；海難審判庁審判長；特許庁審判長；調停員（民事） ×裁判所調査官（判事）〔171〕；行政書士〔249〕 **18 経営・金融･保険専門職業従事者** 高度な企業経営・**金融･保険**に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事及び資産運用や金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント・投資戦略の設計などの仕事に従事するものをいう **181 公認会計士** 他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などに関する仕事に従事するものをいう。 ○公認会計士；会計士補 ×弁理士〔172〕；経理事務員〔263〕	出する書類又は事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するもの（司法書士）をいう。 ○弁理士；司法書士 ×行政書士〔209〕 **139 その他の法務従事者** 法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する仕事に従事するもの、海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの仕事、その他司法又はこれに関連する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安を維持する仕事に従事するものは小分類〔411〕に、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務を行う仕事に従事するものは小分類〔131〕に分類される。 ○公証人；裁判所調査官（判事でないもの）；執行官；海難審判庁審判官；海難審判庁理事官；海難審判庁副理事官；海事補佐人；家庭裁判所調査官；司法修習生；家事調停委員；民事調停委員；裁判所書記官；司法委員；家庭裁判所参与員；公正取引委員会審査官；公正取引委員会審査長；特許庁審判官；海難審判庁審判長；特許庁審判長；調停員（民事） ×裁判所調査官（判事）〔131〕；行政書士〔209〕 **14 経営専門職業従事者** 高度な企業経営に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事に従事するものをいう。 **141 公認会計士、税理士** 他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。	**金融･保険専門職を加えたことによる名称変更**

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	○公認会計士；会計士補；税理士 ×弁理士〔132〕；経理事務員〔269〕	
182 税理士 他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。 ○税理士 ×弁理士〔172〕；経理事務員〔269〕		**公認会計士、税理士を独立した小分類とした**
183 社会保険労務士 社会保険労務士として、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続の代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事するものをいう。 ○社会保険労務士 ×経営コンサルタント〔189〕；中小企業診断士；〔189〕；人事係事務員〔252〕	**142 社会保険労務士** 社会保険労務士として、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続の代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事するものをいう。 ○社会保険労務士 ×経営コンサルタント（中小企業診断士）〔149〕；人事係事務員〔251〕	
184 金融・保険専門職業従事者 金融機関等において、金融等の知識を応用して、資産運用や取引に関するリスクヘッジ、リスクマネジメントに関わる仕事、投資戦略の設計に関わる仕事、個々の企業の財務分析などに基づく株式の投資価値の分析・評価の仕事及び保険商品の開発などに関わる仕事に従事するものをいう。 ただし、有価証券の売買・仲立ちや資金や為替などの金融取引の仕事に従事するものは小分類〔333〕に分類される。 ○金融商品開発者；証券アナリスト；ストラテジスト、保険商品開発者；アクチュアリー（保険数理士） ×株式売買人；証券売買人；証券仲買人；証券業代理店主；有価証券売買仲立人；会員券（権）販売人；有価証券売買人；金融仲立人；外国資金トレーダー；有価証券ブローカー；金融ブローカー；保険ブローカー、保険仲立人、保険代理店主		金融派生商品の開発など、高度な金融･保険の知識を必要とする仕事が増大したと思われることから、小分類を新設した
189 その他の経営・金融･保険専門職業従事者 他人の求めに応じて、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などの仕事に従事するものをいう。 ○経営コンサルタント；中小企業診断士；経営指導員（商工会議所又は商工会に属するもの）；品質システム審査員 ×公認会計士〔181〕；税理士〔182〕；不動産鑑定士〔249〕	**149 その他の経営専門職業従事者** 他人の求めに応じて、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などの仕事に従事するものをいう。 ○経営コンサルタント（中小企業診断士）；経営指導員（商工会議所又は商工会に属するもの）；品質システム審査員 ×公認会計士〔141〕；税理士〔141〕；不動産鑑定士〔209〕	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
19 教員 学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう）・専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう）、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。 ただし、教育委員会の教育長等は次のとおり分類される。 (1) 教育委員会の教育長は中分類〔25〕に、専門職員（指導主事・社会教育主事）は中分類〔24〕に分類される。 (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は、それぞれ該当する項目に分類される。 (3) 教育に従事しない学校の理事などは中分類〔26〕に分類される。 (4) 児童自立支援施設において、児童の自立支援・教科指導に従事するものは中分類〔16〕に 分類される。	**15 教員** 学校（幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・中等教育専門学校・大学・盲学校・ろう（聾）学校・養護学校をいう）・専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう）、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。 ただし、教育委員会の教育長等は次のとおり分類される。 (1) 教育委員会の教育長は中分類〔21〕に、専門職員（指導主事・社会教育主事）は中分類〔20〕に分類される。 (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は、それぞれ該当する項目に分類される。 (3) 教育に従事しない学校の理事などは中分類〔22〕に分類される。 (4) 児童自立支援施設において、児童の教護・教科指導に従事するものは中分類〔12〕に 分類される。	
191 幼稚園教員 幼稚園などにおいて、幼児の保育・養護に従事するものをいう。 ただし、保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものは含まれない。 ○幼稚園園長；幼稚園教頭；幼稚園教諭；幼稚園助教諭；幼稚園養護教諭；幼稚園養護助教諭；幼稚園講師 ×保育所保育士〔163〕；特別支援学校幼稚部教諭〔196〕	**151 幼稚園教員** 幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。 ただし、保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものは含まれない。 ○幼稚園園長；幼稚園教頭；幼稚園教諭；幼稚園助教諭；幼稚園養護教諭；幼稚園養護助教諭；幼稚園講師 ×保育所保育士〔123〕；盲学校幼稚部・ろう（聾）学校幼稚部・養護学校幼稚部教諭〔157〕	認定こども園においても、幼児の保育・保護の仕事に従事しているため
192 小学校教員 小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、児童の初等普通教育に従事するものは小分類〔197〕に、少年院・少年鑑別所において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔199〕に分類される。 ○小学校校長；小学校教頭；小学校教諭；小学校養護教諭；小学校助教諭；小学校養護助教諭；小学校講師；小学校保健主事；学園小学部教諭 ×特別支援学校小学部教諭〔197〕；少年院教官〔199〕	**152 小学校教員** 小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、児童の初等普通教育に従事するものは小分類〔157〕に、少年院・少年鑑別所において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔159〕に分類される。 ○小学校校長；小学校教頭；小学校教諭；小学校養護教諭；小学校助教諭；小学校養護助教諭；小学校講師；小学校保健主事；学園小学部教諭 ×盲学校小学部・ろう（聾）学校小学部・養護学校小学部教諭〔157〕；少	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	年院教官〔159〕	
193 中学校教員 中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、生徒の中等普通教育に従事するものは小分類〔196〕に、児童自立支援施設において、児童の教護・教科の指導に従事するものは小分類〔162〕に分類される。 ○中学校校長；中学校教頭；中学校教諭；中学校助教諭；中学校養護教諭；中学校養護助教諭；中学校講師；中学校司書教諭 ×特別支援学校中学部教諭〔196〕	**153 中学校教員** 中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、生徒の中等普通教育に従事するものは小分類〔157〕に、児童自立支援施設において、児童の教護・教科の指導に従事するものは小分類〔122〕に分類される。 ○中学校校長；中学校教頭；中学校教諭；中学校助教諭；中学校養護教諭；中学校養護助教諭；中学校講師；中学校司書教諭 ×盲学校中学部・ろう（聾）学校中学部・養護学校中学部教諭〔157〕	
194 高等学校教員 高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、生徒の高等普通教育に従事するものは小分類〔197〕に、少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔199〕に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 ○高等学校校長；高等学校教頭；高等学校教諭；高等学校助教諭；高等学校養護教諭；高等学校養護助教諭；高等学校講師；高等学校通信制課程教員；農業高校農場主任；高等学校農場長；大学附属高等学校教諭；音楽家（主に高等学校教諭のもの） ×特別支援学校高等部教諭〔197〕；実習助手（学校における農耕）〔431〕	**154 高等学校教員** 高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、生徒の高等普通教育に従事するものは小分類〔157〕に、少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔159〕に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 ○高等学校校長；高等学校教頭；高等学校教諭；高等学校助教諭；高等学校養護教諭；高等学校養護助教諭；高等学校講師；高等学校通信制課程教員；農業高校農場主任；高等学校農場長；大学附属高等学校教諭；音楽家（主に高等学校教諭のもの） ×盲学校高等部・ろう（聾）学校高等部・養護学校高等部教諭〔157〕；実習助手（学校における農耕）〔431〕	
195 中等教育学校教員 中等教育学校において、生徒の中等普通教育・養護及び高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。 ○中等教育学校校長；中等教育学校教頭；中等教育学校教諭；中等教育学校助教諭；中等教育学校養護教諭		
196 特別支援学校教員 特別支援学校において、生徒・児童・幼児の高等学校・中学校・小学校・		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
幼稚園に準ずる教育・養護に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するものは小分類〔382〕に、小学校・中学校・高等学校の特殊学級において、児童・生徒の教育に従事するものは小分類〔192～194〕に分類される。 ○特別支援学校校長；特別支援学校教頭；特別支援学校教諭；特別支援学校助教諭；特別支援学校養護教諭；特別支援学校養護助教諭；特別支援学校講師；特別支援学校幼稚部教諭；盲学校小学部教諭；盲学校中学部教諭；特別支援学校高等部教諭 ×寄宿舎寮母・寮父〔382〕；舎監（特別支援学校以外のもの）〔382〕		
197 高等専門学校教員 高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。高等専門学校において、学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導に従事するもの、及び高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。 ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 ○高等専門学校校長；高等専門学校教諭；高等専門学校助教諭；高等専門学校講師；高等専門学校司書教諭；高等専門学校助手；高等専門学校寮務主事 ×専門学校教員〔199〕；調理学校教員〔199〕；経理・簿記学校教員〔199〕	**155 高等専門学校教員** 高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。高等専門学校において、学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導に従事するもの、及び高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。 ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 ○高等専門学校校長；高等専門学校教諭；高等専門学校助教諭；高等専門学校講師；高等専門学校司書教諭；高等専門学校助手；高等専門学校寮務主事 ×専門学校教員〔159〕；調理学校教員〔159〕；経理・簿記学校教員〔159〕	
198 大学教員 大学（大学院、短期大学を含む）において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。 教育に従事する学長・部局長、大学の学部（大学院の研究科・短期大学の学科）において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・ 技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的 仕事に従事するもの。	**156 大学教員** 大学（大学院、短期大学を含む）において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。 教育に従事する学長・部局長、大学の学部（大学院の研究科・短期大学の学科）において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・ 技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的 仕事に従事するもの。	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
(2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの。 (3) 大学附属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。 (4) 大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は 実技の教授に従事するもの。 (5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するもの。 (6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する仕事に従事するもの。 (7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、学生の教育に従事するもの。 ○大学学長；大学副学長；大学教授；大学准教授；大学講師；大学助教；学部長；大学院教授；大学附属研究所教授；短期大学教授；大学通信教育部教授；短期大学通信教育部教授；医師（大学教授）；歯科医師（大学教授）；医科大学教授；歯科大学教授；獣医科大学教授 ×警察大学校教員（警察官でないもの）〔199〕；防衛大学校教員（自衛官）〔431～433 のいずれか〕；実習助手（学校の金属工作機械）〔523〕	(2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの。 (3) 大学附属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。 (4) 大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は 実技の教授に従事するもの。 (5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するもの。 (6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する仕事に従事するもの。 (7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、 学生の教育に従事するもの。 ○大学学長；大学副学長；大学教授；大学助教授；大学講師；大学助手；学部長；大学院教授；大学附属研究所教授；短期大学教授；大学通信教育部教授；短期大学通信教育部教授；医師（大学教授）；歯科医師（大学教授）；医科大学教授；歯科大学教授；獣医科大学教授 ×警察大学校教員（警察官でないもの）〔159〕；防衛大学校教員（自衛官）〔401～403 のいずれか〕；実習助手（学校の金属工作機械）〔551〕 **157 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校教員** 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、生徒・児童・幼児の中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園に準ずる教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するものは小分類〔382〕に、小学校・中学校・中等教育学校の特殊学級において、児童・生徒の教育に従事するものは小分類〔152～154〕に分類される。 ○盲学校校長；盲学校教頭；盲学校教諭；盲学校助教諭；盲学校養護教諭；盲学校養護助教諭；盲学校講師；盲学校幼稚部教諭；盲学校小学部教諭；盲学校中学部教諭；盲学校中等教育部教諭；ろう（聾）学校校長；ろう（聾）学校教頭；ろう（聾）学校教諭；ろう（聾）学校助教諭；ろう（聾）学校養護教諭；ろう（聾）学校養護助教諭；ろう（聾）学校講師；ろう（聾）学校幼稚部教諭；ろう（聾）学校小学部教諭；ろう（聾）学校中学部教諭；ろう（聾）学校中等教育部教諭；養護学校校長；養護学校教頭；養護学校教諭；養護学校助教諭；養護学校養護教諭；養護学校養護助教諭；養護学校講師；養護学校幼稚部教諭；養護学校小学部教諭；養護学校中学部教諭；養護学校中等教育部教諭；舎監（盲・ろう（聾）・養護学校）	名称を変更した上、学校教育法に掲げる配列に準じて位置を移動した

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
	×寄宿舎寮母・寮父〔382〕；舎監（盲・ろう（聾）・養護学校以外のもの）〔382〕	
199 その他の教員 専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体附属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための、茶道・華　道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するもの。 (2) 個人教授所（塾）において、学習指導に従事するもの。 (3) 個人家庭において、学習指導に従事するもの。 (4) 保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導な　どに従事するもの。 ○洋裁学校講師；裁縫教師（教育施設）看護師・助産師学校教員；歯科衛生士学校講師；テレビ技術学校講師；情報処理技術者養成学校講師；デザイナー学院講師；英会話学院講師；そろばん塾講師；専門学校教員；各種学校・専修学校講師；調理学校教員；理・美容学校教員；経理・簿記学校教員；教員養成所教員；保育専修学校教員；工芸技術講習所講師；職業訓練指導員（公共職業訓練施設）；職業訓練指導員（民間企業、団体）；司法研修所教官；；少年院教官；防衛大学校教員（自衛官でないもの）；自治大学校教員；海上保安大学校教員（海上保安官でないもの）；航空保安大学校教員；警察大学校教員（警察官でないもの）；警察学校教員（警察官でないもの）；水産大学校教員；職業能力開発大学校教員；予備校の教員；自動車教習所指導員 ×児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）〔162〕；保育所保育士〔163〕； 囲碁指南〔244〕；生花師匠〔244〕；塾の先生（各種学校でないもの）〔244〕；家庭教師〔244〕	**159 その他の教員** 専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体附属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための、茶道・華　道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するもの。 (2) 個人教授所（塾）において、学習指導に従事するもの。 (3) 個人家庭において、学習指導に従事するもの。 (4) 保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導な　どに従事するもの。 ○洋裁学校講師；裁縫教師（教育施設）；速記者学校講師；看護師・助産師学校教員；歯科衛生士学校講師；タイピスト学校講師；テレビ技術学校講師；情報処理技術者養成学校講師；デザイナー学院講師；英会話学院講師；そろばん塾講師；専門学校教員；各種学校・専修学校講師；調理学校教員；理・美容学校教員；経理・簿記学校教員；教員養成所教員；保育専修学校教員；工芸技術講習所講師；職業訓練指導員（公共職業訓練施設）；職業訓練指導員（民間企業、団体）；司法研修所教官；裁判所書記官研修所教官；家庭裁判所調査官研修所教官；少年院教官；防衛大学校教員（自衛官でないもの）；自治大学校教員；海上保安大学校教員（海上保安官でないもの）；航空保安大学校教員；警察大学校教員（警察官でないもの）；警察学校教員（警察官でないもの）；水産大学校教員；職業能力開発大学校教員；予備校の教員；自動車教習所指導員 ×児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）〔122〕；保育所保育士〔123〕； 囲碁指南〔202〕；生花師匠〔202〕；塾の先生（各種学校でないもの）〔202〕；家庭教師〔202〕	
20 宗教家	**16 宗教家**	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 **201 宗教家** 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 ○神職；宮司・権宮司；ねぎ・権ねぎ（禰宜）；僧侶；住職・副住職；司教；司祭；神父；修道者；牧師；宣教師；教主；教会長；教導師；布教師；伝道師；教師；神主 ×宗教研究員〔051〕；みこ（巫女）〔429〕；祈とう師〔429〕	神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 **161 宗教家** 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 ○神職；宮司・権宮司；ねぎ・権ねぎ（禰宜）；僧侶；住職・副住職；司教；司祭；神父；修道者；牧師；宣教師；教主；教会長；教導師；布教師；伝道師；教師；神主 ×宗教研究員〔012〕；みこ（巫女）〔399〕；祈とう師〔399〕	
21 著述家、記者、編集者 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。 **211 著述家** 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの及び文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するものをいう。 ○小説家；シナリオ作家；ラジオドラマ作家；劇作家；脚本家；動画脚本家；作詩家；映画演劇評論家；文芸評論家；音楽評論家；時事評論家；医事評論家；政治評論家；経済評論家；美術評論家；スポーツ評論家；著述家；翻訳家；俳人；歌人；エッセイスト；ゲームライター；コピーライター；テクニカルライター **212 記者、編集者** 新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。 ○新聞記者；放送記者；通信記者；報道記者；雑誌記者；広告記者；デスク（主筆）；論説委員；編集員；法規編集者；ニュース解説者；ルポライター（探訪記者、現地取材記者）；スポーツライター	**17 文芸家、記者、編集者** 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。 **171 文芸家、著述家** 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの及び文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するものをいう。 ○小説家；シナリオ作家；ラジオドラマ作家；劇作家；脚本家；動画脚本家；作詩家；映画演劇評論家；文芸評論家；音楽評論家；時事評論家；医事評論家；政治評論家；経済評論家；美術評論家；スポーツ評論家；著述家；翻訳家；俳人；歌人；エッセイスト；ゲームライター；コピーライター **172 記者、編集者** 新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。 ○新聞記者；放送記者；通信記者；報道記者；雑誌記者；広告記者；デスク（主筆）；論説委員；編集員；法規編集者；ニュース解説者；ルポライター（探訪記者、現地取材記者）；スポーツライター	文芸家は著述家に包含されるため
22 美術家、写真家、映像撮影者、デザイナー	**18 美術家、写真家、デザイナー**	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するもの、工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔21〕に、学校において、美術などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類〔20〕に分類される。	彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するもの、工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔17〕に、学校において、美術などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類〔15〕に分類される。	映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するものを明示した
221 彫刻家 木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの美術品の創作の仕事に従事するものをいう。 ただし、彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。 ○彫刻家；美術彫刻家；塑像家；木彫家；木彫刻家 ×金属工芸家〔223〕；印判師〔539〕	**181 彫刻家** 木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの美術品の創作の仕事に従事するものをいう。 ただし、彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。 ○彫刻家；美術彫刻家；塑像家；木彫家；木彫刻家 ×金属工芸家〔183〕；印判師〔717〕	
222 画家、書家 絵画・版画・書道の創作の仕事に従事するものをいう。○日本画家；水彩画家；肖像画家；漫画家；書道家；油絵画家；装飾画家；風景画家；洋画家；挿絵画家；劇画家；イラストレーター；版画家；書家 ×図案家〔224〕；書道個人教師〔242〕；陶磁器絵付工〔532〕；ペンキ画工〔591〕；アニメーター〔591〕	**182 画家、書家** 絵画・版画・書道の創作の仕事に従事するものをいう。○日本画家；水彩画家；肖像画家；漫画家；書道家；油絵画家；装飾画家；風景画家；洋画家；挿絵画家；劇画家；イラストレーター；版画家；書家 ×図案家〔184〕；書道個人教師〔202〕；陶磁器絵付工〔536〕；ペンキ画工〔724〕；アニメーター〔724〕	
223 工芸美術家 陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば（牙）・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などの仕事に従事するものをいう。 ただし、工芸美術家の指導によって、工芸品製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。 ○陶芸家；漆工芸家；金属工芸家；木工芸家；竹工芸家；民芸指導家；美術鋳造家；装てい（丁）家；染織工芸家；刀剣師；銘刀作家 ×彫刻家〔221〕；まき絵師〔539〕	**183 工芸美術家** 陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば（牙）・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などの仕事に従事するものをいう。 ただし、工芸美術家の指導によって、工芸品製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。 ○陶芸家；漆工芸家；金属工芸家；木工芸家；竹工芸家；民芸指導家；美術鋳造家；装てい（丁）家；染織工芸家；刀剣師；銘刀作家 ×彫刻家〔181〕；まき絵師〔715〕	
224 デザイナー 工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的	**184 デザイナー** 工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。 ○デザイナー；工芸図案家；工業デザイナー；産業デザイナー；商業デザイナー；商業美術家；インテリアデザイナー；インテリアコーディネーター（販売を行わないもの）；フラワーデザイナー；ディスプレイデザイナー；図案技師；友禅図案家；印刷図案家；図案家；建築装飾図案家；服飾デザイナー；宣伝用図案家；上絵図案家；機械デザイナー；陶磁器デザイナー；ウェブデザイナー；ウェブコンテンツ開発者；ＣＧ（コンピュータ・グラフィック）アーティスト；グラフィック・デザイナー ×舞台装置家〔234〕；図案工〔591〕；図案画工〔591〕	な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。 ○デザイナー；工芸図案家；工業デザイナー；産業デザイナー；商業デザイナー；商業美術家；インテリアデザイナー；インテリアコーディネーター（販売を行わないもの）；フラワーデザイナー；ディスプレイデザイナー；図案技師；友禅図案家；印刷図案家；図案家；建築装飾図案家；服飾デザイナー；宣伝用図案家；上絵図案家；機械デザイナー；陶磁器デザイナー；インターネットデザイナー；ＣＧ（コンピュータ・グラフィック）アーティスト；グラフィック・デザイナー ×舞台装置家〔194〕；図案工〔724〕；図案画工〔724〕	
225 写真家、映像撮影者 客の注文によりスチールカメラを使用して肖像写真の撮影・修正・プリントなどの仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影などの仕事に従事するもの、及び映画・テレビジョン用撮影機などを操作する仕事に従事するものものをいう。 ただし、撮影は行わず、写真・映画のフィルム現像・プリントのみを行う仕事に従事するもの又は映写機を操作する仕事に従事するものは小分類〔591〕に分類される。 ○写真家；写真館主；撮影技師；写真記者；映画撮影助手；写真技師；**映像**撮影者；テレビカメラ撮影技師；商業写真家；フォトグラファー ×診療放射線技師〔141〕；写真焼付工〔591〕；写真修整工〔591〕；写真現像工〔591〕；映写技師〔592〕	**185 写真家** 客の注文により肖像写真の撮影・焼付け・引伸し・仕上げ・修正などの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機を操作する仕事に従事するもの、及び新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するものをいう。 ただし、映写機を操作する仕事に従事するもの又は写真・映画・ネガ・プリントを処理する仕事に従事するものは小分類〔729〕に分類される。 ○写真家；カメラマン（ウーマン）；写真館主；撮影技師；写真記者；映画撮影助手；写真技師；テレビカメラ撮影技師；商業写真家；フォトグラファー ×診療放射線技師〔101〕；写真焼付工〔725〕；写真修整工〔725〕；写真現像工〔725〕；映写技師〔729〕	写真家は、通常、「静止画」の撮影者をいうことから、名称を修正した。また、デジタルカメラの普及により、銀塩写真特有の「焼付け・引伸し」の文言を削除した
23 音楽家、舞台芸術家 映画・演劇などの芸術作品の創作、及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔21〕に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。	**19 音楽家、舞台芸術家** 映画・演劇などの芸術作品の創作、及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔17〕に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類〔15〕に分類される。	
231 音楽家 作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。 ○作曲家；編曲家；歌手；オペラ歌手；合唱団員；声楽家；端唄師；楽士；ピアニスト；バイオリニスト；ギタリスト；ドラマー；こと（箏・琴）師匠；尺八師匠；義太夫師匠； 長うた（唄）師匠；常磐津師匠；三味線師匠；びわ（琵琶）師匠；雅楽楽	**191 音楽家** 作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。 ○作曲家；編曲家；歌手；オペラ歌手；合唱団員；声楽家；端唄師；楽士；ピアニスト；バイオリニスト；ギタリスト；ドラマー；こと（箏・琴）師匠；尺八師匠；義太夫師匠； 長うた（唄）師匠；常磐津師匠；三味線師匠；びわ（琵琶）師匠；雅楽楽	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
手；小唄・端唄師匠；清元師匠；能楽はやし（囃子）方；長うた（唄）はやし方；謡曲師匠；音楽指 揮者；神楽囃師；器楽家；コンサートマスター（首席奏者）；浄瑠璃師 ×音楽家（主に中等教育学校教諭のもの）〔194〕；音楽評論家〔211〕；浪曲家〔235〕；ピアノ個人教師〔242〕	手；小唄・端唄師匠；清元師匠；能楽はやし（囃子）方；長うた（唄）はやし方；謡曲師匠；音楽指 揮者；神楽囃師；器楽家；コンサートマスター（首席奏者）；浄瑠璃師 ×音楽家（主に中等教育学校教諭のもの）〔154〕；音楽評論家〔171〕；浪曲家〔195〕；ピアノ個人教師〔202〕	
232 舞踊家 舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者をいう。 ○日本舞踊家；西洋舞踊家；能師；狂言師；バレエダンサー；踊り師匠；ステージダンサー；タップダンサー；アクロバットダンサー；民謡舞踊家 ×日本舞踊個人教師〔242〕；社交ダンサー〔374〕；社交ダンス教師〔244〕	**192 舞踊家** 舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者をいう。 ○日本舞踊家；西洋舞踊家；能師；狂言師；バレエダンサー；踊り師匠；社交ダンス教師；ステージダンサー；タップダンサー；アクロバットダンサー；民謡舞踊家 ×日本舞踊個人教師〔202〕；社交ダンサー〔374〕	
233 俳優 映画・演劇・テレビジョンなどにおける演技者をいう。 ただし、映画・演劇などで演技をする演芸家は小分類〔235〕に分類される。 ○役者；映画俳優；テレビタレント；歌舞伎俳優；おやま（女形）；放送劇団員（声優を含む）；テレビ俳優；スタントマン；スタントウーマン ×漫才師〔235〕；人形芝居師〔235〕；落語芝居師〔235〕	**193 俳優** 映画・演劇・テレビジョンなどにおける演技者をいう。 ただし、映画・演劇などで演技をする演芸家は小分類〔195〕に分類される。 ○役者；映画俳優；テレビタレント；歌舞伎俳優；おやま（女形）；放送劇団員（声優を含む）；テレビ俳優；スタントマン；スタントウーマン ×漫才師〔195〕；人形芝居師〔195〕；落語芝居師〔195〕	
234 演出家 脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。 ○演出家；監督；助監督；照明家；舞台装置家；歌舞き（伎）監事；プログラム・ディレクター；プロデューサー；アシスタント・ディレクター	**194 演出家** 脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。 ○演出家；監督；助監督；照明家；舞台装置家；歌舞き（伎）監事；プログラム・ディレクター；プロデューサー；アシスタント・ディレクター	
235 演芸家 講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。 ○講談師；落語家；漫才師；落語芝居師；浪曲家；芸能関係司会者；茶番狂言師；人形芝居師；コメディアン；声色師；奇術師；あやつり人形使い；腹話術師；詩吟家；ボードビリアン；曲芸師 ×日本舞踊家〔232〕；映画俳優〔233〕	**195 演芸家** 講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。 ○講談師；落語家；漫才師；落語芝居師；浪曲家；芸能関係司会者；茶番狂言師；人形芝居師；コメディアン；声色師；奇術師；あやつり人形使い；腹話術師；詩吟家；ボードビリアン；曲芸師 ×日本舞踊家〔192〕；映画俳優〔193〕	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
24 その他の専門的職業従事者 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療、福祉を除く）、、個人教師、職業スポーツ従事者、**通信機器操作従事者、**ヘッドハンターなど中分類〔17～23〕に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。	**20 その他の専門的職業従事者** 職業・教育カウンセラー・個人教師・職業スポーツ従事者など中分類〔13～19〕に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。	
241 図書館司書 司書、司書補及び図書館資料に相当する資料の収集、分類、目録の整備、利用相談等の図書館奉仕に相当する事項に関する専門的職務に従事するものをいう。 ただし、司書教諭は中分類〔19〕教員に分類される。 ○司書；司書補；国立国会図書館司書；大学附属図書館司書 ×図書館カウンター受付職員；図書館事務職員；図書館の施設管理職員		新設
242 学芸員 学芸員、学芸員補及び博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する専門的職務に従事するものをいう。 ○学芸員；学芸員補；国立博物館学芸員；大学附属博物館学芸員 ×博物館受付職員；博物館事務職員；博物館の施設管理職員		新設
243 カウンセラー（医療、福祉を除く） 学校又は事業所等において、個人の抱える問題を把握して、助言・指導・援助する仕事に従事するものをいう。 ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔17及び 18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。 ○心理カウンセラー（医療**、福祉**を除く）；障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；キャリア・コンサルタント；教育相談員；スクールカウンセラー ×専任の進路指導主事（学校教員）〔193～199 のいずれか〕；心理カウンセラー（医療、福祉）〔212〕	**201 職業・教育カウンセラー** 学校又は事業所において、在籍する学生・生徒や社員の抱える個人的な問題を把握して、助言・指導・援助する仕事に従事するものをいう。 ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔13及び 14〕に社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔121〕に分類される。 ○心身障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；教育相談員；スクールカウンセラー ×専任の進路指導主事（学校教員）〔153～159 のいずれか〕	
244 個人教師 茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。 ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練	**202 個人教師** 茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。 ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
施設において教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。 ○茶道個人教授；生花個人教授；生花師匠；和洋裁個人教師；囲碁指南；将棋指南；ピアノ個人教師；日本舞踊個人教師；社交ダンス教師；英語個人教師；数学個人教師；書道個人教師；塾の先生（各種学校でないもの）；家庭教師；柔道師範；剣道師範；弓道師範；工芸指導家；ゴルフレッスンプロ；アスレチックジム・インストラクター；きものコンサルタント（着付教室）；スキー・インストラクター；空手術師範；卓球指導員；フェンシング師範；ＯＡインストラクター（教育施設以外）；パソコン・インストラクター（教育施設以外） ×音楽家（主に中等教育学校教諭のもの）〔194〕；そろばん塾教師〔199〕	施設において教育に従事するものは中分類〔15〕に分類される。 ○茶道個人教授；生花個人教授；生花師匠；和洋裁個人教師；囲碁指南；将棋指南；ピアノ個人教師；日本舞踊個人教師；英語個人教師；数学個人教師；書道個人教師；塾の先生（各種学校でないもの）；家庭教師；柔道師範；剣道師範；弓道師範；工芸指導家；ゴルフレッスンプロ；アスレチックジム・インストラクター；きものコンサルタント（着付教室）；スキー・インストラクター；空手術師範；卓球指導員；フェンシング師範；ＯＡインストラクター（教育施設以外）；パソコン・インストラクター（教育施設以外） ×音楽家（主に中等教育学校教諭のもの）〔154〕；そろばん塾教師〔159〕	
245 職業スポーツ従事者 野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び監督･審判員など競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。 ○自動車競走選手；オートレース選手；競輪選手；モーターボートレース選手；騎手；プロボクサー；プロボウラー；プロゴルファー；プロ野球選手；プロ野球コーチ；プロ野球審判員；プロ野球監督；プロサッカー選手；プロサッカー監督；プロサッカー審判；レフェリー；セコンド；自動車競走審判員；力士；行司；相撲呼出し；相撲審判員；プロレスラー；キックボクサー；プロテニス選手；プロ空手選手；プロスキーヤ；プロアイススケーター；トレーナー；競輪審判員；モーターボートレース審判員；オートレース審判員 ×柔道師範〔244〕；剣道師範〔244〕；弓道師範〔244〕；空手術師範〔244〕；フェンシング師範〔244〕；卓球指導員〔244〕；グラウンド・キーパー〔729〕	**203 職業スポーツ従事者** 野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。 ○自動車競走選手；オートレース選手；競輪選手；モーターボートレース選手；騎手；プロボクサー；プロボウラー；プロゴルファー；プロ野球選手；プロ野球コーチ；プロ野球審判員；プロ野球監督；プロサッカー選手；プロサッカー監督；プロサッカー審判；レフェリー；セコンド；自動車競走審判員；力士；行司；相撲呼出し；相撲審判員；プロレスラー；キックボクサー；プロテニス選手；プロ空手選手；プロスキーヤ；プロアイススケーター；トレーナー；競輪審判員；モーターボートレース審判員；オートレース審判員 ×柔道師範〔202〕；剣道師範〔202〕；弓道師範〔202〕；空手術師範〔202〕；フェンシング師範〔202〕；卓球指導員〔202〕；グラウンド・キーパー〔809〕	
246 通信機器操作従事者 通信設備（電波を送受信するための電気的設備又は線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送受信するための電気的設備）を操作する仕事など通信機器操作に係る仕事に従事するものをいう。 ○無線通信員；航空関係無線通信士；船舶関係無線通信士；漁業関係無線通信士；陸上関係無線通信士；電波技術員；無線技術士；特殊無線技士；ラジオ・テレビジョン放送技術員；中継録音技術員；電波標識技術員；無線操作監督；レーダー操作技術員；テレシネ（テレビジョン放送技師）；有線通信員；鉄道電信員；電信員（海上保安官を除く）；通信運用掛；電信係；		旧 501、502 及び 509 を統合し、移設

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（B 専門的・技術的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
電報受信員；電報通信員；電話通信員；有線ラジオ技術員；有線放送電話技術員；有線テレビジョン技術員；航空管制官；航空管制通信官；電波監視官；ラジオミクサー；テレビジョンミクサー；放送雑音防止技術員；映像調整員（テレビ会社） ×電話交換手〔256〕 **249 他に分類されない専門的職業従事者** 教育委員会指導主事・調律師など小分類〔241～245〕に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。 ○通訳；指紋鑑識員；海事鑑定人；計量士；検数員；農薬検査員；肥料検査員；生糸検査員；教育委員会指導主事；鑑定人（書画・骨とう）；行政書士；馬調教師；犬訓練士；調律師；アナウンサー（ラジオ・テレビジョン）；漁業監督官；電気工作物検査官；原子力施設検査官；航空工場検査官；衆議院常任委員会専門員；社会教育主事；人形浄るりの人形着付師；文楽技芸員；土地家屋調査士；不動産管理士；不動産鑑定士；産業管理士；産業管理士補；探偵；気象予報士；宝石鑑定人；事故損害査定員；労働基準監督官；鉱務監督官；船員労務官；商業施設士；ヘッドハンター；速記者 ×経営コンサルタント〔189〕；中小企業診断士〔189〕；放送記者〔212〕；ニュース解説者〔212〕；放送劇団員（声優を含む）〔233〕；街頭宣伝放送員〔424〕；易者〔429〕	**209 他に分類されない専門的職業従事者** 教育委員会指導主事・司書・調律師など小分類〔201～203〕に含まれない専門的な職業に従事するものをいう。 ○通訳；指紋鑑識員；保険数理員；アクチュアリー（保険数理士）；海事鑑定人；計量士；検数員；農薬検査員；肥料検査員；生糸検査員；教育委員会指導主事；鑑定人（書画・骨とう）；行政書士；馬調教師；犬訓練士；司書；調律師；アナウンサー（ラジオ・テレビジョン）；郵便職場訓練指導官；漁業監督官；電気工作物検査官；原子力施設検査官；航空工場検査官；衆議院常任委員会専門員；社会教育主事；学芸員；人形浄るりの人形着付師；文楽技芸員；土地家屋調査士；不動産管理士；不動産鑑定士；産業管理士；産業管理士補；生活改良普及員；生活専門技術員；探偵；企業アナリスト；証券アナリスト；気象予報士；宝石鑑定人；事故損害査定員；労働基準監督官；鉱務監督官；船員労務官；商業施設士 ×経営コンサルタント（中小企業診断士）〔149〕；中等教育専門学校司書教諭〔155〕；放送記者〔172〕；ニュース解説者〔172〕；放送劇団員（声優を含む）〔193〕；街頭宣伝放送員〔394〕；易者〔399〕	「生活改良普及員」及び「生活専門技術員」については、農業改良助長法の改正により、現在「普及指導員」の名称に改正・統合されているため削除

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（K 労務作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
K 労務作業者 運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。		運搬･清掃などの労務的作業に従事する従事するものを大分類として新設
70 運搬労務作業者 郵便・電報の集配及び貨物の運搬・積込み・積卸し・配達並びにこん（梱）包の仕事に従事するものをいう。	**79 運搬労務作業者** 貨物の運搬・積込み・積卸し・配達及びこん（梱）包の仕事に従事するものをいう。	
701 郵便・電報外務員 郵便物の集配及び電報の配達の仕事に従事するものをいう。 ○郵便外務員；郵便集配員；郵便配達員；電報配達員；電報外務員；委託配達員；郵便取集車乗務員	（旧中分類 50　通信従事者の小分類 504 から移設）	業務内容が運搬作業であることから、旧中分類 50 通信従事者から移設
702 船内・沿岸荷役作業者 港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出、及び荷さばきの仕事に従事するものをいう。 ○現場監督；デッキ作業員；保管職員（上屋）；船内荷役作業者；沿岸荷役作業者 ×フォークリフト運転者〔639〕；巻上機（ウィンチ）運転工〔643〕；資材運搬員〔703〕；倉庫現場員〔704〕；倉庫作業員〔704〕	**791 船内・沿岸荷役作業者** 港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出、及び荷さばきの仕事に従事するものをいう。 ○現場監督；デッキ作業員；保管職員（上屋）；船内荷役作業者；沿岸荷役作業者 ×フォークリフト運転者〔499〕；巻上機（ウィンチ）運転工〔732〕；資材運搬員〔792〕；倉庫現場員〔793〕；倉庫作業員〔793〕	
703 陸上荷役・運搬作業者 運送店・駅・工場・事業場などで、貨物・荷物・資材の積卸し・運搬の仕事に従事するものをいう。 ただし、船内荷役作業者・沿岸荷役作業者は小分類〔702〕に分類される。 ○貨物自動車荷扱員；貨車積卸員；荷物運搬員；熱処理品運搬員；資材運搬員；原料運搬員；木材運搬員（山元を除く）；牛乳運搬員；坑外運搬員；再生資源回収人（回収のみ行うもの）；リサイクル品回収人（回収のみ行うもの） ×手回品運搬人〔429〕；運材作業者〔473〕；牛乳配達人〔705〕；再生資源回収人（卸売まで行うもの）；リサイクル品回収人（卸売まで行うもの）	**792 陸上荷役・運搬作業者** 運送店・駅・工場・事業場などで、貨物・荷物・資材の積卸し・運搬の仕事に従事するものをいう。 ただし、船内荷役作業者・沿岸荷役作業者は小分類〔791〕に分類される。 ○貨物自動車荷扱員；貨車積卸員；荷物運搬員；熱処理品運搬員；資材運搬員；原料運搬員；木材運搬員（山元を除く）；牛乳運搬員；坑外運搬員 ×手回品運搬人〔399〕；運材作業者〔443〕；牛乳配達人〔794〕	新小分類「325 再生資源回収・卸売従事者」の例示の記載に揃えて、本小分類の例示にも追記する。
704 倉庫作業者 倉庫において、貨物の搬入・搬出・積卸し・積直しの仕事に従事するものをいう。	**793 倉庫作業者** 倉庫において、貨物の搬入・搬出・積卸し・積直しの仕事に従事するものをいう。	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（K 労務作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
○倉庫現場員；倉庫作業員；原料保管係員；工具保管工；資材受渡工；出庫係員；倉庫品整理工 ×倉庫事務員〔272〕；倉庫見回員〔453〕；倉庫警備員〔453〕	○倉庫現場員；倉庫作業員；原料保管係員；工具保管工；資材受渡工；出庫係員；倉庫品整理工 ×倉庫事務員〔272〕；倉庫見回員〔423〕；倉庫警備員〔423〕	
705 配達員 荷物・商品などを所定の場所へ配達する仕事に従事するものをいう。 ○ルートマン（ウーマン）；買物配達人；ガラス荷造配達人；牛乳配達人；新聞配達人；洗濯物配達人；内職配達・回収人；宅配配達人；オートバイ宅配人 ×トラック運転者〔613〕；郵便配達員〔701〕	**794 配達員** 荷物・商品などを所定の場所へ配達する仕事に従事するものをいう。 ○ルートマン（ウーマン）；買物配達人；ガラス荷造配達人；牛乳配達人；新聞配達人；洗濯物配達人；内職配達・回収人；宅配配達人；オートバイ宅配人 ×トラック運転者〔473〕；郵便配達員〔504〕	
706 荷造作業者 輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ（釘）打ちなどのこん（梱）包に従事するものをいう。 ○荷造工；紙荷造工；こん包工；袋詰工（荷造）；鋼帯くぎ打ち工；パレットこん包工 ×包装（ラッピング）工〔721〕	**795 荷造作業者** 輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ（釘）打ちなどのこん（梱）包に従事するものをいう。 ○荷造工；紙荷造工；こん包工；袋詰工（荷造）；鋼帯くぎ打ち工；パレットこん包工 ×包装（ラッピング）工〔728〕	
71 清掃作業者 建物、住宅、道路、公園及び列車・船舶・航空機などの清掃の仕事に従事するもの、及びし尿やごみの収集の仕事に従事するものをいう。	**80 その他の労務作業者** 建物・駅・道路・公園などの清掃、官庁・学校・会社などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。	平成 12 年国勢調査特別集計結果では、清掃員の就業者数は 873,600 人であり、十分な人数がいることから、中分類項目として新設する。 また、小分類については同結果において、各項目ごとに以下のとおりの就業者数となっていることから、それぞれを小分類項目として新設する。 ・ ビル・建物清掃員：638,300 人 ・ 道路・公園清掃員：16,800 人 ・ 一般廃棄物処理作業者：81,900 人 ・ 産業廃棄物処理作業者：18,800 人
711 ビル・建物清掃員 ビルや建物を対象として、煙突・ガラス・床・手すりなどの清掃の仕事に従事するものをいう。 ただし、他人の求めに応じて、住宅の掃除の仕事に従事するものは小分類〔712〕に分類される。 ○ビル・建物清掃員；建物洗浄作業員；宿舎掃除作業員；ガラス拭き作業員；床磨き作業員；煙突掃除作業員；階段磨き作業員；公衆便所清掃作業員 ×清掃員（個人家庭）〔712〕；ハウスクリーニング従事者〔712〕；庭掃除人（個人家庭）〔712〕；機械掃除工〔729〕	**801 清掃員** 煙突・ガラス・床・手すりなどの清掃、公園・道路の清掃、ごみの取集などの仕事に従事するものをいう。 ただし、個人の家庭において、掃除の仕事に従事するものは小分類〔349〕に分類される。 ○建物洗浄作業員；宿舎掃除作業員；ガラス拭き作業員；床磨き作業員；煙突掃除作業員；階段磨き作業員；洗車作業員；し尿汲取作業員；塵芥取集作業員；白あり駆除作業員；消毒作業員；道路清掃作業員；公園掃除作業員 ×庭掃除人（個人家庭）〔349〕；機械掃除工〔809〕	
712 ハウスクリーニング職 他人の求めに応じて、住宅の掃除の仕事に従事するものをいう。		現行では小分類「359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者」に分類しているが、一定数以上の従事者数

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（K 労務作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
ただし、ビルや建物を対象として、煙突・ガラス・床・手すりなどの清掃の仕事に従事するものは小分類〔711〕に分類される。 ○清掃員（個人家庭）；ハウスクリーニング職；ハウスクリーニング従事者；庭掃除人（個人家庭） ×お手伝い〔351〕；家政婦（夫）〔351〕；ビル・建物清掃員〔711〕；建物洗浄作業員〔711〕		が見込まれると考えられることから小分類項目として新設する。この際、ハウスクリーニングは、世帯やマンション所有者等からの請負により清掃を行うものであり、「家事」とは考えにくいことから、新大分類「K 労務作業者」に新設する。 （参考）社団法人ハウスクリーニング協会調査　約79,600 人（平成 19 年時点）
713 道路・公園清掃員 道路・公園の清掃の仕事に従事するものをいう。 ○道路清掃作業員；公園掃除作業員		
714 一般廃棄物処理作業者 し尿や、ごみ・粗大ごみ等の一般廃棄物の取集・運搬・処分などの仕事に従事するものをいう。 ○し尿汲取作業員；塵芥取集作業員；ごみ収集作業員；ごみ焼却作業員；焼却炉操作員		
715 産業廃棄物処理作業者 事業活動に伴って生じた廃棄物の取集・運搬・処分などの仕事に従事するものをいう。 ○産業廃棄物焼却処理作業員		
719 その他の清掃員 列車・船舶・航空機・車の清掃、建物の消毒、害虫駆除など小分類〔711～715〕に含まれない清掃の仕事に従事するものをいう。 ○列車清掃員；船舶清掃作業員；船舶燻蒸員；航空機内清掃人；自動車洗浄作業員；洗車作業員；白あり駆除作業員；木材燻蒸員；消毒作業員 ×機械掃除工〔729〕		
72 その他の労務作業者 品物を保護等するための包装の仕事、官庁・学校・会社などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。	（旧中分類 72　その他の製造･制作作業者の小分類 728 から移設）	
721 包装作業者 品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため、各種の材		旧小分類 728「包装作業者」の職務内容が労務作業と考えられることから移設した。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（K 労務作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
料で包装する仕事に従事するものをいう。 ○包装（ラッピング）工；打直綿包装工；食品包装工；菓子包装工；袋詰工（包装）；セメント袋詰工；たるしばり工（しょう油醸造）；封印は（貼）り工；めん類結束工；レッテル（ラベル）は（貼）り工 ×荷造工〔706〕 **729 他に分類されない労務作業者** 機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・会社・病院・駅などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。 ○機械掃除工；工場雑役工；容器洗じょう工；瓶ふき工；公園草取作業員；グラウンドキーパー；潜水ポンプ補助員；潜水ポンプ押作業員；倉庫雑役人；用務員（学校）；坑外雑役員；貨物自動車助手；定期掃除工（紡績）；たる洗い工（からん抜）；皿洗い人（調理見習いでないもの）；パントリー（食器洗い人）；選瓶工；洗瓶工；検瓶工（再生資源回収）；公園芝刈作業員；洗濯物仕分け作業員 ×ゴルフ場芝手入作業員〔463〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔572〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）〔573〕	**809 他に分類されない労務作業者** 機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・会社・病院・駅などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。 ○機械掃除工；工場雑役工；容器洗じょう工；瓶ふき工；公園草取作業員；グラウンドキーパー；潜水ポンプ補助員；潜水ポンプ押作業員；倉庫雑役人；用務員（学校）；坑外雑役員；貨物自動車助手；ゴルフ場芝手入作業員；定期掃除工（紡績）；たる洗い工（からん抜）；皿洗い人（調理見習いでないもの）；パントリー（食器洗い人）；選瓶工；洗瓶工；検瓶工（再生資源回収）；公園芝刈作業員；洗濯物仕分け作業員 ×検瓶工（ガラス瓶製造）〔539〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）〔629〕	ゴルフ場の芝を手入れするにはある程度の技術を必要とするため、新小分類「463 植木職、造園師」に移設する。